２０２１年度第３回業務委員会議事次第

（一社）日本コミュニティーガス協会

【日　時】２０２１年１０月１４日（木）１４：００～

【場　所】協会会議室

Ⅰ．報告事項

１．　委員（支部状況）報告

２．　事務局報告

（１）経過措置料金規制指定団地の指定解除について　・・・・・・・・・　資料 No.1
（２）ガス事業法違反に対する厳重注意について　・・・・・・・・・・・　資料 No.2
（３）ガス事業法等の遵守について（依頼）について　・・・・・・・・・　資料 No.3
（４）経過措置解除後の１４条１５条の周知文について　・・・・・・・・　資料 No.4
（５）電力ガス自由化後のトラブル事例について　・・・・・・・・・・・　資料 No.5
（６）カーボンニュートラル対応について（アンケートまとめ）　・・・　資料 No.6
（７）コラボ活動について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.7
・「暮らしの未来シンポジウム 2021」開催案内
・「台所・お風呂の川柳」協会賞候補作について
（８）集合住宅１棟に対する複数事業者によるガス供給について　・・・　資料 No.8
（９）許認可申請記載例・Ｑ＆Ａ等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.9
（10）事業用原料の需給・価格動向等について　・・・・・・・・・・・・　資料 No.10
（11）その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.11
・認知度向上ポスターについて

(参考)
・生産動態統計（2021 年 5～7 月）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 No.12

Ⅱ．　審議事項

※次回業務委員会は、2021年12月8日(水) 14:00～協会会議室（リアル＋Ｗｅｂ）の予定です。

以上

2021年度
第3回業務委員会
資料№1

2021年10月14日

経過措置指定団地の2021年9月解除並びに12月及び2022年3月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2021年7月	2021年9月1日	2021年9月1日見込（2021年7月生産動態統計BASE）			2021年12月1日	2021年12月1日見込（2021年7月生産動態統計BASE）			2022年3月1日	2022年3月1日見込（2021年7月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込み	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込み	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−6 4.7%	*0* *0* 4 26.7%	*0* 334 5.3%	*0.9%* 3 0.3%	337 4.6%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 334 5.3%	*0.9%* 3 0.3%	337 4.6%	*1* *0* 1 2.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.6%
東北 ▲1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−25 19.7%	*0* *0* 1 6.7%	*1* 572 9.1%	*4.7%* 28 2.8%	600 8.3%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 572 9.1%	*4.7%* 28 2.8%	600 8.3%	*1* *1* 1 2.0%	*1* 573 9.1%	*4.5%* 27 2.9%	600 8.3%
関東 ▲7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−51 40.2%	*2* *6* 4 26.7%	*86* 1,572 25.1%	*23.5%* 484 48.8%	2,056 28.3%	*0* *3* 1 20.0%	*83* 1,573 25.1%	*23.5%* 483 49.0%	2,056 28.3%	*13* *38* 24 48.0%	*58* 1,597 25.3%	*22.3%* 459 49.0%	2,056 28.3%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−9 7.1%	*2* *1* 3 20.0%	*35* 532 8.5%	*18.0%* 117 11.8%	649 8.9%	*2* *1* 2 40.0%	*36* 534 8.5%	*17.7%* 115 11.7%	649 8.9%	*4* *7* 6 12.0%	*33* 540 8.5%	*16.8%* 109 11.6%	649 8.9%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−12 9.4%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 280 4.5%	*0.0%* 0 0.0%	280 3.9%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 280 4.5%	*0.0%* 0 0.0%	280 3.9%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 280 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	280 3.9%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−19 15.0%	*1* *8* 2 13.3%	*43* 772 12.3%	*22.8%* 228 23.0%	1,000 13.8%	*0* *2* 0 0.0%	*41* 772 12.3%	*22.8%* 228 23.1%	1,000 13.8%	*0* *15* 0 0.0%	*26* 772 12.2%	*22.8%* 228 24.4%	1,000 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−28 22.0%	*0* *1* 1 6.7%	*18* 574 9.2%	*5.0%* 30 3.0%	604 8.3%	*2* *0* 2 40.0%	*20* 576 9.2%	*4.6%* 28 2.8%	604 8.3%	*0* *4* 5 10.0%	*16* 581 9.2%	*3.8%* 23 2.5%	604 8.3%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−3 2.4%	*0* *7* 0 0.0%	*17* 325 5.2%	*7.1%* 25 2.5%	350 4.8%	*0* *0* 0 0.0%	*17* 325 5.2%	*7.1%* 25 2.5%	350 4.8%	*1* *1* 2 4.0%	*17* 327 5.2%	*6.6%* 23 2.5%	350 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	12 −9.4%	*0* *2* 0 0.0%	*48* 1,106 17.7%	*6.4%* 75 7.6%	1,181 16.3%	*0* *1* 0 0.0%	*47* 1,106 17.6%	*6.4%* 75 7.6%	1,181 16.3%	*5* *18* 11 22.0%	*34* 1,117 17.7%	*5.4%* 64 6.8%	1,181 16.3%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	14 −11.0%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 195 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	196 2.7%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 195 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	196 2.7%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 195 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	196 2.7%
全国 計 ▲12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	〈減少率= 7,380 100.0%	−1.7%〉 −127 100.0%	*5* *25* 15 100.0%	*248* 6,262 100.0%	*13.7%* 991 100.0%	7,253 100.0%	*4* *7* 5 100.0%	*245* 6,267 100.0%	*13.6%* 986 100.0%	7,253 100.0%	*25* *84* 50 100.0%	*186* 6,317 100.0%	*12.9%* 936 100.0%	7,253 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

特別な事後監視解除数（見込）

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

赤数字は特別な事後監視解除数（見込）

【出典：生産動態統計 ほか】

2021年度
第3回業務委員会
資料№2

令和３年７月２６日
那覇産業保安監督事務所

ガス事業法違反に対する厳重注意について

那覇産業保安監督事務所は、ガス小売事業者である[redacted]に対し現地確認調査等を行い、同社がガス事業法第３２条に基づく工事計画書を提出せずガス工作物を設置し、当該ガス工作物の一部が同法第２１条第１項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものであることを確認しました。

このため、本日、同社に対し同法の遵守に係る厳重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策を策定し報告するよう指示しました。

１．経緯

（１）那覇産業保安監督事務所は、[redacted]から、一の団地内において液化石油ガスを導管により７０戸以上に供給するガス事業法の適用を受ける事案について、同法の必要な手続きを取らずに１７年以上供給している団地があるとの情報を受けた。

（２）このため、当事務所は、令和３年６月９日に現地確認調査を実施し、以下の地域で、同社がガス事業法第３２条に基づく工事計画書を提出せずガス工作物を設置し、当該ガス工作物の一部が同法第２１条第１項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものであることを確認した。

沖縄県名護市内　１件、沖縄県宜野湾市内　１件

２．那覇産業保安監督事務所の対応

当事務所は、[redacted]に対し、那覇産業保安監督事務所長名にて厳重注意を行うとともに、速やかに是正措置を講じ、再発防止策について報告するよう指示した。

本件に関するお問い合わせ先
那覇産業保安監督事務所
保安監督課
課長　徳門
担当者　砂川、棚原、森田
TEL（０９８）８６６－６４７４

＜参考＞

事業者の概要

[redacted]

本社住所 [redacted]

関係法令

ガス事業法(抜粋)

第三十二条　ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

第二十一条　ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2021年度
第3回業務委員会
資料№3

事務連絡

令和３年８月１９日

一般社団法人日本コミュニティーガス協会近畿支部
支部長　古野　晃　殿

近畿経済産業局　資源エネルギー環境部
電力・ガス事業課長　村上　圭子

貴協会会員のガス事業法等の遵守について（依頼）

今般、貴協会会員であるガス事業者からの報告により、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第29条第１項の規定に基づく指定旧供給地点の変更許可を受けることなく、指定旧供給地点においてガスを供給していたことが判明いたしました。

同社が公益事業者としての法令遵守を怠り、重大な社会的責務を果たさなかったことは極めて遺憾であります。

当局では同社に対し、このような違法行為が繰り返されることのないよう厳重注意を行いました。

貴支部におかれましては、類似の事案が発生することのないよう、会員各位に対しガス事業法等の法令遵守について周知を行っていただきますようお願いいたします。

以　上

＜ 公 印 省 略 ＞
近畿コ発第2021-２８号
２０２１年９月８日

会員　各位

一般社団法人日本コミュニティーガス協会
近畿支部長　　古　野　　晃

会員へのガス事業法等の遵守について

拝啓　皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会活動に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり依頼がございました。

依頼の趣旨は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第29条第1項の規定に基づく指定旧供給地点の変更許可を受けることなく、指定旧供給地点においてガスを供給していたことが判明いたしましたので、類似の事案が発生することのないよう周知を行うよう指示があったものです。

会員の皆様におかれては、各供給地点群について変更が生じ、届出がなされていない事案がないか再度ご確認の程よろしくお願いいたします。

以上

2021年度
第3回業務委員会
資料№4-1

2021/10/14

ガス事業法第１４条及び第１５条に規定する書面の交付について

（一社）日本コミュニティーガス協会

最近ガス価格の高騰に伴い料金改定の相談が増えています。また、料金改定に関わらず「ガス小売供給約款」の改定には、題記「書面の交付」が必要ですが、これに関し電力ガス取引等監視委員会取引監視課から次のとおり口頭にて指導を受けていますので、ご注意願います。

【指導の内容】

コミュニティーガス協会の作成した、第１４条・第１５条の「周知文書の一例」は単独ではガス事業法の要件を満たしていないため、「重要事項説明書」を同時に手交するよう会員事業者に注意を促すこと。

尚、「周知文書」及び「重要事項説明書」の記載内容については、取引監視課にて精査中であり、確認後改めて連絡するので、それまでの間は上記対応にて可とする。

以上

ご契約中のお客さまへ

2021年度
第3回業務委員会
資料№4-2

当団地は令和〇年〇〇月〇〇日付で、ガス事業法令に基づくガス料金等に関する規制が解除されることになりました。これに伴い、〇〇〇年〇〇月〇〇日時点で簡易ガス供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまにつきましては、令和〇年〇〇月〇〇日以降、約款の規定を一部変更させていただきますが、基本的には、これまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただきます。

対象契約種別

簡易ガス供給約款

変更の概要

下記のように約款を一部変更いたしますが、変更後の契約条件等に異議がある場合は、解約金が発生することなく、解約することができます。ただし、集合住宅等では、お住まいの方々の総意により解約できない場合がありますので、家主・管理組合等にご確認ください。

なお、このほか、ガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。添付「供給条件における重要事項説明書」も必ずご確認下さい。

① 供給条件等を記載した供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「**ガス小売供給約款**」に変更いたします。また、「ガス使用契約」から「**ガス小売供給契約**」に変更いたします。

② ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容及び効力発生時期を原則として変更実施日の〇日前までに変更後のガス小売供給約款を営業所等に掲示するなどして周知します。

③ また、供給条件等の変更の際は、変更しようとする事項を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、当該変更をしようとする事項を説明し、交付する書面に記載することについてあらかじめ承諾していただきます。

ただし、供給条件等の変更が、法令の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾していただきます。

④ ガス料金を支払期限内にお支払いいただけない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがありますが、その際は、解除日の遅くとも 15 日前と 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。

⑤ また、契約解除前にガスの供給を停止する場合の事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合及び不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき」を新たに対象とさせていただきます。契約解除前のガスの供給停止の場合も、上記と同様に供給停止前に 2 回通知いたします。

⑥　お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、「申出の日から○日以降の定例検針日の翌日から」とさせていただきます。

⑦　保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担していただく場合があります。

⑧　保安のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入らせていただきます。

⑨　契約変更年月日：令和○年○○月○○日

※変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は営業所等に掲示しておりますので、ご覧ください。
（ご希望のお客さまは、送付いたしますので当社へご連絡ください。）

※上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

○上記変更内容等にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、令和○年○○月○○日までに、当社へご連絡ください（解約の手続きを取らせていただきます）。

なお、ご承諾いただきましたお客さまには、令和○年○○月○○日より変更したガス小売供給契約に基づきガスを供給させていただきます。※実質的な変更はありません。

ガス小売全面自由化について

● ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明

- 平成 29 年 4 月 1 日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化になり、原則として都市ガスの供給区域等及び旧簡易ガスの供給地点の独占並びに料金規制が廃止されました。
- 一方、当団地は、当分の間ガス料金等に関する従前の規制が継続されていましたが、令和○年○○月○○日をもって規制が解除されました。したがって、これまで当団地では、経済産業省の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定してきましたが、今後はこのような行政手続きが不要になります。
- お客さまがガスの需要場所を特定する番号として、「○○○○（供給地点特定番号）」を設定します。この番号は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。

今後とも、○○ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。令和○年○○月以降も引き続き、当社とご契約いただける場合は、改めてお手続きは不要です。

供給条件等の概要について（ご参考）

■ 1-1 ガス料金単価表

	0～8㎥まで	8.1～30㎥まで	30㎥超から
基本料金			
基準単位料金			

➢ 1-1 実際に適用する従量料金は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定します。

または

■ 1-2 ガス料金は検針票でご確認ください。

➢ 1-2 検針票に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算いたします。また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。

➢ ガス料金はすべて税込みです。支払義務発生日（検針日等）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（〇%割増）となります。

➢ ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。

➢ 供給条件の詳細は、営業所等の店頭へ掲示しておりますので、ご覧ください（ご希望の場合は送付いたしますのでご連絡ください）。

■ 供給施設等の設置工事について

お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担していただき、変更又は解除によって生じた損害を賠償していただきます。

■ 保安上の取扱いについて

お客さまの資産については、お客さまの責任において管理していただきますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客さまが損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。

なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

(ガス小売登録番号：〇〇〇)

〇〇ガス株式会社

住所　〇〇市〇〇〇

【窓口】

〇〇ガスお客さまセンター　TEL：000-000-0000

受付時間　〇〇：〇〇 ～ 〇〇：〇〇

契約を継続していただいたお客さまへ

当団地は令和〇年〇〇月〇〇日付で、ガス事業法令に基づくガス料金等に関する規制が解除されました。

これに伴い、〇〇〇年〇〇月〇〇日時点で簡易ガス供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまは、令和〇年〇〇月〇〇日以降、「ガス小売供給約款」による「ガス小売供給契約」に基づいてガスの供給を継続させていただきます。

また、既にお知らせしましたように、約款の規定を一部変更していますが、基本的には、これまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただいております。

（ご質問がございましたら、当社窓口までお気軽にお問い合わせください。）

対象契約種別

簡易ガス供給約款

変更の概要

下記のように約款を一部変更いたしました。添付「供給条件における重要事項説明書」も、必ずご確認ください。

なお、このほか、ガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。

① 供給条件等を記載した供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「**ガス小売供給約款**」に変更いたしました。また、「ガス使用契約」から「**ガス小売供給契約**」に変更いたしました。

② ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容及び効力発生時期を原則として変更実施日の〇日前までに変更後のガス小売供給約款を営業所等に掲示するなどして周知します。

③ また、供給条件等の変更の際は、変更しようとする事項を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、当該変更をしようとする事項を説明し、交付する書面に記載することについてあらかじめ承諾していただきます。

ただし、供給条件等の変更が、法令の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾していただきます。

④ ガス料金を支払期限内にお支払いいただけない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがありますが、その際は、解除日の遅くとも 15 日前と 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。

⑤　また、契約解除前にガスの供給を停止する場合の事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合及び不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき」を新たに対象とさせていただきます。契約解除前のガスの供給停止の場合も、上記と同様に供給停止前に 2 回通知いたします。

⑥　お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、「申出の日から○日以降の定例検針日の翌日から」とさせていただきます。

⑦　保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担していただく場合があります。

⑧　保安のため必要な場合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入らせていただきます。

⑨　契約変更年月日：令和○年○○月○○日

⑩　供給地点特定番号の「○○○○」は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。

※変更後の供給条件（ガス小売供給約款）は営業所等に掲示しておりますので、ご覧ください。
（ご希望のお客さまは、送付いたしますので当社へご連絡ください。）

ガス小売全面自由化について

● ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明

- 平成 29 年 4 月 1 日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化になり、原則として都市ガスの供給区域等及び旧簡易ガスの供給地点の独占並びに料金規制が廃止されました。
- 一方、当団地は、当分の間ガス料金等に関する従前の規制が継続されていましたが、令和○年○○月○○日をもって規制が解除されました。したがって、これまで当団地では、経済産業省の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定してきましたが、今後はこのような行政手続きが不要になります。
- お客さまがガスの需要場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」を設定することとなっています。今後とも、○○ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

供給条件等の概要について（ご参考）

■ 1-1 ガス料金単価表

	0～8㎥まで	8.1～30㎥まで	30㎥超から
基本料金			
基準単位料金			

➢ 1-1 実際に適用する従量料金は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定します。

または

■ 1-2 ガス料金は検針票でご確認ください。

➢ 1-2 検針票に記載しているガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金により計算いたします。また、調整単位料金は原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。

➢ ガス料金はすべて税込みです。支払義務発生日（検針日等）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（○%割増）となります。

➢ ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。

➢ 供給条件の詳細は、営業所等の店頭へ掲示しておりますので、ご覧ください（ご希望の場合は送付いたしますのでご連絡ください）。

■ 供給施設等の設置工事について

お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担していただき、変更又は解除によって生じた損害を賠償していただきます。

■ 保安上の取扱いについて

お客さまの資産については、お客さまの責任において管理していただきますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客さまが損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。

なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

(ガス小売登録番号：○○○)

○○ガス株式会社

住所　○○市○○○

【窓口】

○○ガスお客さまセンター　TEL：000-000-0000

受付時間　○○：○○ ～ ○○：○○

○○○○○○○プラン
供給条件における重要事項

下記の供給条件を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

1. 申込みと契約の成立

①当社によるガスの供給を希望される方は、所定の申込書によるほか、電話、インターネット等により申し込みいただきます。
②ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

2. ガスの供給開始予定日

①新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給をいたします。
②ガス小売供給契約を他の事業者から当社に切り替えて申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

3. 供給するガスの圧力及び成分

①当社が供給するガスはＬＰガス、その規格は「い号」、標準熱量は 100.46 メガジュール
②最高圧力は 3.2 キロパスカル、最低圧力は 2.2 キロパスカル
③供給するガスの成分は、プロパン及びプロピレンの合計量○○%以上、エタン及びエチレンの合計量 5%以下、ブタジエン 0.5%以下

4. ガス料金について

①ガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金によります（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）。調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
②支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、原則として検針日に発生し、その翌日から２０日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）にお支払いいただいたときは早収料金を適用いたします。なお、口座振替又はクレジットカードによりガス料金のお支払いをいただいている場合は、当社の都合により、ガス料金を早収料金適用期間経過後に口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

（税込）

	０から８㎥まで	８.１から３０㎥まで	３０㎥超
基本料金			
基準単位料金			

算出方法（円未満切捨て）

基本料金 ＋ 調整単位料金（基準単位料金±基準単位料金調整額） × 使用量

③お支払いが、早収料金適用期間後に行われる場合には、早収料金に○○パーセント割増しした額（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。

5. 検針及び使用量の算定

①あらかじめ定めた日に毎月１度検針を行います。（この検針を行った日を「定例検針日」といいます。）
②前回の検針及び今回の検針におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定し、検針票等（インターネットでの開示または電子メールの送信含む。）でお知らせいたします。

6. 供給施設の所有関係について

①内管やガス栓はお客さまの資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などのガス設備は、当社の所有物となります。
②内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは当社が留保し、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。

7. 工事費等

①お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要した工事費を負担していただきます。
②ガスメーターを設置するとき、及びお客さまの申し込みにより供給管の位置変えを行うとき、これらに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、ご負担していただきます。

8. その他ご負担いただく費用

①次のものは、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。
請求書発行手数料：xxx 円（税込）/月、振込用紙発行手数料：xxx 円（税込）、解約事務手数料： xxx 円（税込）

9. ガス料金等の支払い方法

①ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みその他の方法又は集金員への直接支払いの方法によっていただきます。なお、支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目といたします。

②遅収料金のお支払いは、早収料金に相当する額を支払期限までにお支払いいただき、この額と遅収料金との差額は、当社の請求により翌月以降にお支払いいただきます。

③工事費、供給施設の修繕費その他のガス料金以外の代金については、原則、払込みの方法でお支払いいただきます。

10. 保安等に対するお客さまへのお願い

①お客さま資産については、お客さまの責任において管理していただきます。

②ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。お客さまの承諾を得て、内管及び消費機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知いたします。また、調査ができなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

③②の調査について、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けたとき、適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

④保安のため必要な場合には、係員がお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入ることを承諾していただきます。保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。なお、立ち入る際には、お客さまの求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。

⑤ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社は報道機関、印刷物等を通じガス事業法令の定める必要な事項を周知いたします。お客さまは十分にご確認をお願いします。

⑥ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に連絡していただきます。

⑦ガスの供給又は使用が中断された場合、復旧のためにマイコンメーターの操作をしていただくことがあります。ガスの供給又は使用の状態が復旧しないときは、上記⑥の場合に準じて当社に連絡していただきます。

⑧保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客さまに費用を負担していただくこともあります。場合によっては使用をお断りすることがあります。

⑨お客さまが、当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。

⑩災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。

⑪その他、保安の確保を図るため、ガス小売供給約款に定める事項を遵守していただきます。

11. お客さまからの申出によるガス小売供給契約の変更・解除

①契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は、申出の日から〇日以降の定例検針日の翌日から適用といたします。

②ガス小売供給契約を解除しようとするお客さまは、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）と併せて、その旨をお申し出いただきます。

12. 当社からの申出によるガス小売供給契約の解除

①お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当社から解除することがあります。また、契約解除をする場合は、解除日の遅くとも 15 日前及び 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。

イ.ガス料金の支払期限を経過してもなお、お支払いいただけない場合

ロ.ガス小売供給契約以外の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合

ハ. お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき

ニ. その他ガス小売供給約款に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合

②契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知いたします。

13. 長期契約に係る割引き

〇年単位でのガス小売供給契約を締結いただく場合、月々の基準単位料金から〇銭/㎥（税込）の金額を割り引きいたします。

〇×割のご契約期間が〇年以上となった場合は、上記単価を〇銭/㎥（税込）に変更し、割り引きいたします。

14. 変更・解約に伴う費用

①割引契約（〇〇プラン）の違約金

割引適用開始日の次の定例検針日から〇〇か月以内に「〇〇プラン」契約の解除の申出、又はガス小売供給契約の解除の申出があった場合には、xxx 円（税込）の違約金を、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。

②消費機器等の買取金額

契約期間内に、ガス小売供給契約の解除の申出があったときは、当社が負担して設置した消費機器等を買い取っていただきます。その買取金額は以下の算式により、原則として、ガス料金と合せてお支払いいただきます。

（算定式）買取金額＝　設置及び設備費用－（設置及び設備費用÷（契約年数×12 か月）×経過月数）

15. 各種の手続き・お問合せ

お客さまのガスの需要場所を特定する番号として、お客さま契約番号（仮）（供給地点特定番号）を検針票等で案内いたしま

す。ガス小売供給契約の内容の変更・解除の手続き、お問合せは、下記までご連絡ください。

＜今後の供給について＞

①契約の締結後に供給条件を変更する場合やこの書面に記載のない事項の取扱いは、営業所等又は、ホームページでガス小売供給約款に定める最新の供給条件により確認することができます。

②ガス小売供給約款を変更する場合において、変更前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付は、ガス小売供給約款に定めた方法により行います。なお、お客さまが、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。

ガス小売事業者	○○ガス㈱（登録番号）　　代表取締役社長　○○　○○ 住所： 電話番号：　　（携帯電話、PHS も御利用いただけます） [受付時間：（平日）××：00～××：00（土日休祝日）××：00～××：00] **Web サービスによるお手続き・お問合せ（引越しの手続きや契約変更などのお申込み等）** ホームページ： メールアドレス： **◆ガス漏れ等の緊急時は直ちに下記までご連絡ください。** 電話番号：　　（携帯電話、PHS も御利用いただけます）
代理店（媒介）・取次店	○×㈱　　代表取締役社長　○○　○○ 住所： 電話番号：　　（携帯電話、PHS も御利用いただけます） [受付時間：（平日）××：00～××：00（土日休祝日）××：00～××：00] メールアドレス： **Web サービスによるお手続き・お問合せ（引越しの手続きや契約変更などのお申込み等）** ホームページ： **◆セット商品・お手続き等に関しては、代理店（媒介）・取次店に問い合わせください。**

独立行政法人 国民生活センター　消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　電力・ガス取引監視等委員会 Electricity and Gas Market Surveillance Commission

報道発表資料

電力・ガス自由化をめぐるトラブル速報！Ｎｏ．１７

令和３年８月１３日
独立行政法人国民生活センター
消費者庁
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会

電力・ガスの契約内容をよく確認しましょう

平成２８年に電力の小売全面自由化が、平成２９年にはガスの小売全面自由化が行われ、その後、電気は５年、ガスは４年が経過しました。

国民生活センター及び各地の消費生活センター等並びに経済産業省電力・ガス取引監視等委員会には、消費者の皆様からの相談が引き続き寄せられています。

これを踏まえ、消費者の皆様への注意喚起・トラブルの再発防止の観点から、相談事例などを紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供いたします。

また、消費者庁においては、この分野で消費者を欺罔する勧誘については、特定商取引法に基づき厳正に処分等を行ってまいります。

１．相談件数

（１）国民生活センター及び消費生活センター等への相談状況（PIO-NET[1]より）

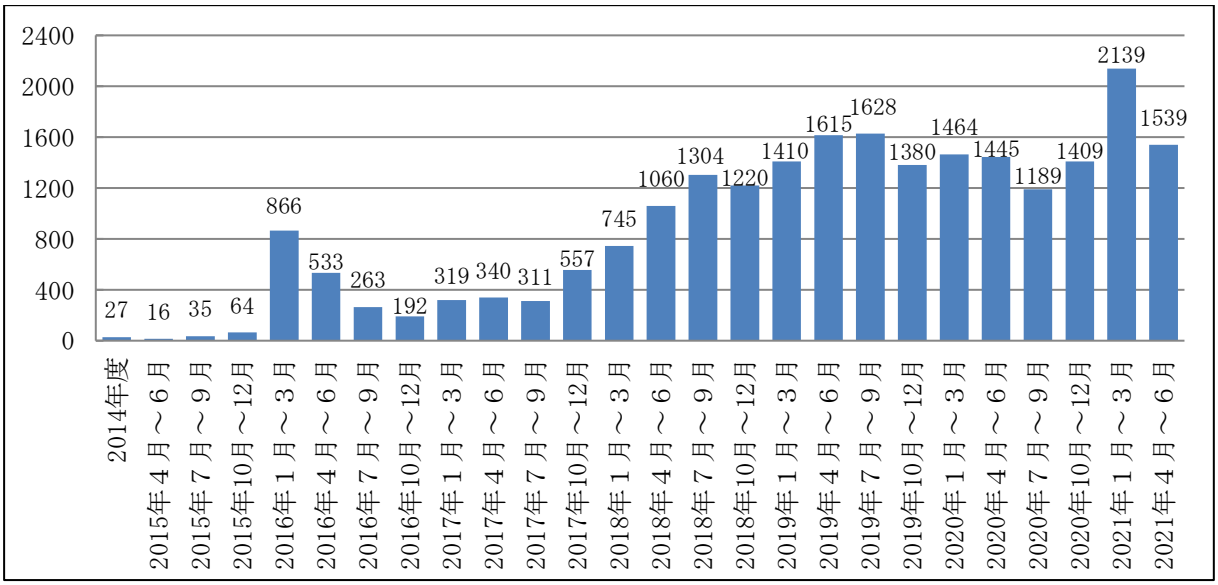


図１．電力の小売に関する相談件数の推移

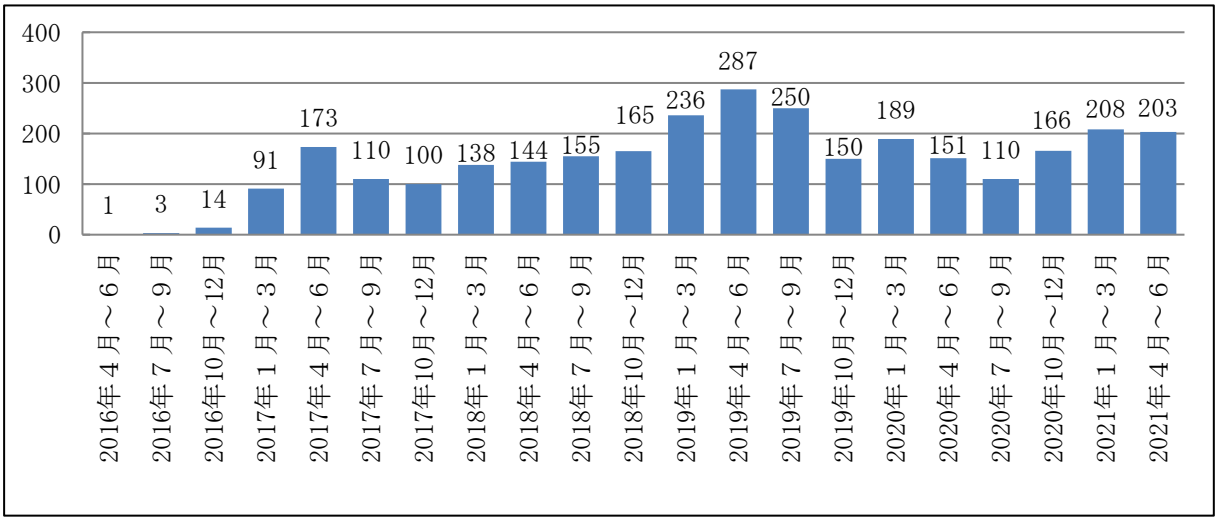


図２．ガスの小売に関する相談件数の推移

[1] PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。本資料の相談件数は、令和３年６月30日までに登録されたデータである。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

（２）経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談状況

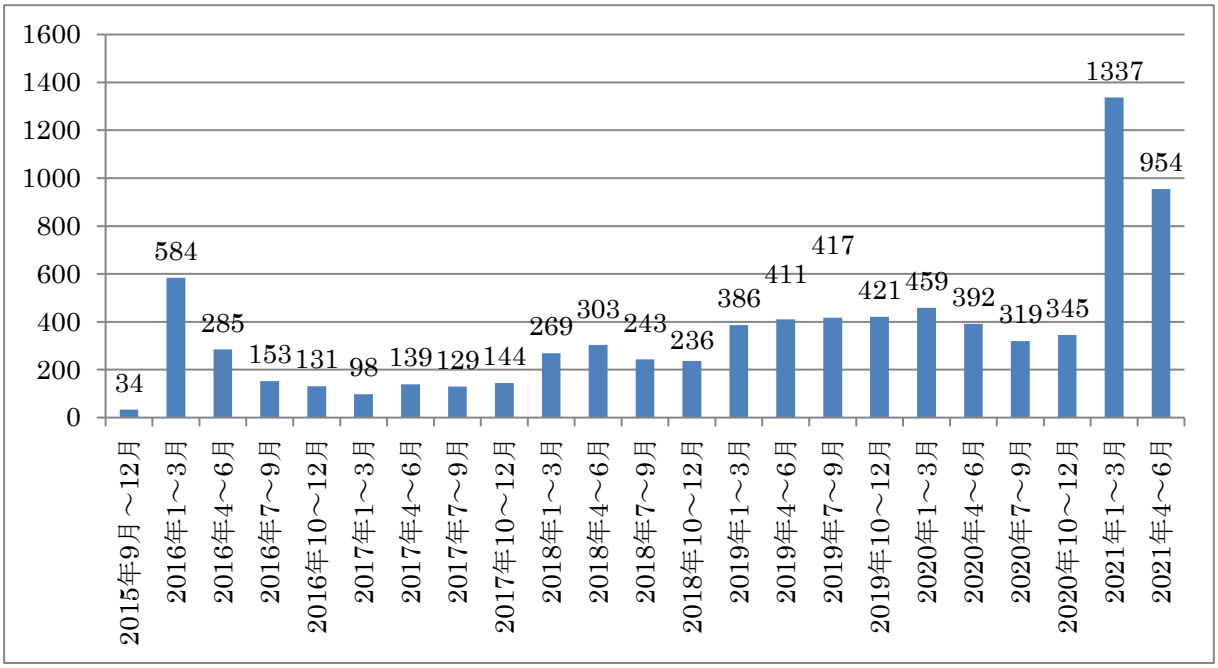


図３．電力の小売に関する相談件数の推移（委員会相談窓口）

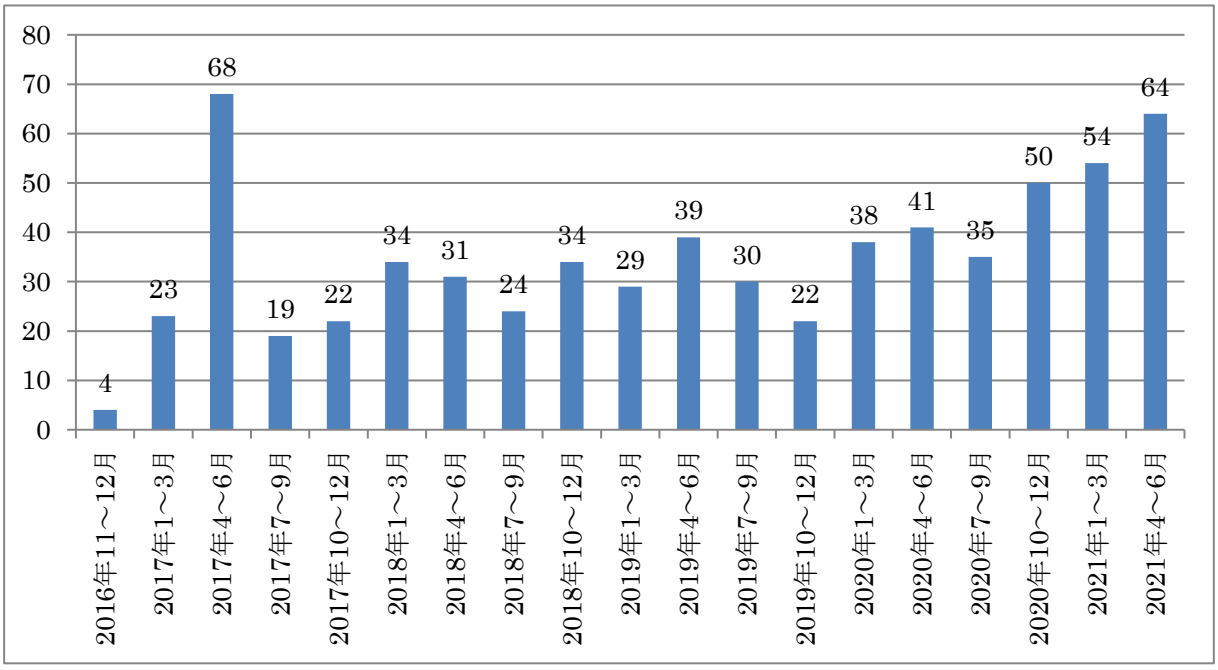


図４．ガスの小売に関する相談件数の推移（委員会相談窓口）

２．相談事例

（１）国民生活センター及び消費生活センター等へ相談された内容

【事例①：市場連動型の電気料金が突然高額になった事例】

自営業であり、２か月程前に従前の電力会社の電気料金が高額になったことがきっかけで、複数社から相見積もりを取り、市場連動型の電力会社に契約変更した。ところが月に３万円程度だった電気料金が突然 20 万円の請求になり驚いた。価格が変動するとの説明は受けていたが、ここまで高額になることは聞いていない。支払わなければならないか。

（令和３年５月受付）

【事例②：勧誘を受けていないのに契約が勝手に切り替わっていた事例】

契約中の電力会社から、契約先の変更に伴い、日割りの料金を請求するとの通知が届いた。心当たりがなく調べると、変更先はインターネット・電話・テレビを契約しているケーブルテレビ事業者だったが、この事業者から電話や訪問で勧誘を受けた覚えはない。電力会社に連絡すると、もう一度契約先変更手続きを取るようにと言われた。元に戻してほしい。

（令和３年５月受付）

【事例③：電気料金の支払先のみの変更と思ったが、契約先が変更になっていた事例】

契約中のガス会社の代理店が突然来訪した。「確認したいことがある」と言われ、契約中のガスについての話だと思ったので玄関で対応することにした。「現在契約中のガスと電気をセットにすると割引になる」と勧誘された。検針票を見せると、「月 5,000 円以上の利用なら、今より安くなる」と言われ、その場ですぐに夫名義で申込書に記入した。契約先は変わらずに電気料金の支払がガス会社にまとめられるだけだと認識していた。担当者が帰宅後、申込書をよく見ると、「電力会社が変更になる」との記載があり、認識と異なることに気が付いた。クーリング・オフは可能か。

（令和３年４月受付）

【事例④：電話勧誘を受けて断ったのに、その後しつこく勧誘を受けた事例】

大手電力会社から「電気料金が安くなる」と電話で勧誘を受けた。現在別の電力会社と契約しているので、新しい契約は必要ないと断ったが、その後も度々電話があり、先ほども別の者から電話があった。携帯電話番号のときもあれば無料電話番号の時もある。迷惑なので電話勧誘を止めてほしい。

（令和３年４月受付）

（２）電力・ガス取引監視等委員会へ相談された内容

【事例⑤：新型コロナウイルスの影響による支払猶予に関する問合せの事例】
新型コロナウイルス感染の流行に伴い、電気料金の支払猶予を受けようと契約している電力会社に問い合わせたが、断られてしまった。電力会社によって支払の期限を延長してくれる場合としてくれない場合があるのか。

【事例⑥：以前契約していた事業者から高額な請求がきた事例】
以前、A 社と電気の市場連動型プランを契約しており、別会社に電気の契約を切り替えた。その後、以前契約していた A 社から調達調整費という名目で高額な請求が届いた。支払わなければいけないのか。

【事例⑦：電力会社の社名を名乗らずに営業が行われた事例】
勧誘員からもらった資料には「新電力事業者」とだけ記載されていて、具体的な事業者名は一切記載されていなかった。小売電気事業者や代理店等の説明もなかった。後々、契約の詳細について確認しようと思ったが他に連絡先となるような記載はなかった。

【事例⑧：電気料金が安くなると勧誘があり、検針票を見せるよう促された事例】
「電気代が安くなる。検針票を見せてください。」と訪問販売の勧誘があり、個人情報や供給地点特定番号を教えた。こんな勧誘は初めてで不安だ。

【事例⑨：電気の契約先が変わる旨の通知が来た事例】
契約中の電力会社が、他の電力会社に事業を譲渡したらしく、来月から、新しい電力会社が契約を引き継いで、電気の供給をするとの通知が来た。契約の引継ぎを承諾しない場合には、引継ぎ先の電力会社に連絡をする必要があると記載されているが、どうすればよいか。この通知を信用してよいのだろうか。

【事例⑩：契約した後にキャンセルを希望する事例】
訪問営業を受けて、契約切替えの手続きを行ったが、後になってキャンセルしたくなった。電話でキャンセルの意思を伝え、事業者も了承したが、これでキャンセルできているか。

３．消費者へのアドバイス

（１）各電力・ガス会社にコロナウイルスやスポット市場高騰の状況に配慮した柔軟な対応を要請しています

経済産業省は、電力・ガス会社に対し、個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金の支払に困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払による供給停止の猶予や支払の猶予について等、柔軟な対応を行うことを要請しております。

また、2020年度冬季のスポット市場価格の高騰を踏まえ、特に市場連動型の料金プランを提供する小売電気事業者に対し、需要家の電気料金負担が激変しないよう、柔軟な対応を要請しております。高騰した電気料金の分割払い等に対応している事業者もいます。

これらの状況を踏まえ、電気・ガス料金の支払にお悩みの方は、契約中の電力・ガス会社に相談してみましょう。

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/

（２）電気・ガスの料金のプランや算定方法をよく説明してもらい、確認しましょう

電力・ガス会社は、他の商材等とのセット販売の場合も含め、勧誘の際にプラン及び料金の算定方法について説明を行う義務があります。契約内容や料金の割引期間等の契約条件をよく説明をしてもらい、メリット・デメリットを把握したうえで契約をしましょう。契約中の料金プランについては、小売電気事業者から提供された資料等に記載がありますので、解約時の条件なども、よく確認しましょう。また、電気・ガス料金が記載されている検針票等の料金の明細書は必ず確認するようにしましょう。

（３）勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先を確認しましょう

電話勧誘販売や訪問販売に関する相談が多く寄せられています。契約内容について後で問合せをする必要が出てくるかもしれません。相談事例をみると、大手電力・ガス会社を名乗って勧誘をするケースもみられます。どこの電力・ガス会社と契約しているか分からないといった状態を防ぐためや、勧誘の際には契約変更を決めたが、やはり止めたいという場合に備えるためにも、勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名やその連絡先を確認しましょう。また、一度断った人に再度勧誘することは禁止されています。

（４）検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう

氏名（契約名義）、住所だけでなく**顧客番号[2]、供給地点特定番号[3]など検針票の記載情報は重要な個人情報です**。

[2] 電力会社・ガス会社が顧客に付している番号。
[3] 電気やガスの供給地点毎に割り振られた番号で、当該供給地点を特定するために用いられます。

これらの情報によって電力・ガス会社は契約を行っていますので、電話勧誘や訪問販売で情報を聞かれてもすぐ教えてしまわないように気を付けてください。

電気の検針システムが変わり、電気料金が安くなる等の説明がなされるケースもみられますが、スマートメーターを設置したからといって、それだけで電気やガスの料金が安くなるわけではありません。また、設置作業には検針票に記載された情報は必要ありません。設置を理由に情報を聞き出す事例が多いので注意してください。

（５）契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合があります

事業者から電話や訪問販売で勧誘を受け、電気やガスの契約の切替えについて承諾した場合、法定の契約書面（クーリング・オフに関する事項など、法律で定められた事項を記載した書面）を受け取った日から８日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。また、供給開始前であれば、営業してきた事業者にキャンセルの意思を伝えることで、契約をキャンセルできる場合もあります。事業者に言われるがまま契約してしまったとしても、慌てずに対処しましょう。法定の契約書面を受け取っていない場合でもクーリング・オフは可能です。

（６）電力の契約先が変わるなどの通知が来た場合にはよく内容を確認しましょう

小売電気事業者が事業の譲渡をした場合など、皆様に対し、小売供給契約が他の事業者に引き継がれた旨の連絡がされることがあります。電気事業法上、小売電気事業者は、このような場合にも、新しい小売電気事業者の名称や、契約内容が変更される場合にはその内容等を説明し、それらの事項を記載した書面を交付する義務がありますので、このような通知を受け取った場合には、落ち着いて内容をよく確認しましょう。内容に分からない部分や、不審な点がある場合には、契約中の小売電気事業者に連絡し、確認するようにしましょう。

（７）契約している電力会社が事業撤退する場合等でもすぐには電気は止まりませんが、お早めに電力会社の切り替え手続きを行ってください

電力会社が、消費者と締結している電力の供給契約を解除する場合には、契約解除日を明示した通知が事前に行われることになっています。また、供給契約が解除されたことを理由に実際に電力の供給停止が行われる前には、一般送配電事業者が供給停止日を明示した通知を行います。

さらに、小売電気事業者が事業撤退する場合のほかにも、電力会社の切替えが必要となる場合があります。小売電気事業者は、消費者に電気を供給するため、一般送配電事業者に送電を依頼する契約（託送供給契約）を締結しています。小売電気事業者が託送供給契約に基づく料金を支払わない場合等には、一般送配電事業者は、この契約を解約することがあります。この場合、消費者が小売電気事業者と小売供給契約を締結していても、電気の供給は停止されることになります。

このように、急に停電になることはありませんが、一般送配電事業者からの通知の後は電力の供給が停止されることがありますので、早めに電力会社の切替手続きを行ってください。

（８）困った場合にはすぐに相談しましょう

電話勧誘・訪問販売での契約トラブルのほか、電気・ガスの小売供給契約を結ぶに当たり、制度や仕組みで不明な点や不審なことなどがあれば、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（０３－３５０１－５７２５）または最寄りの消費生活センター等に相談してください。

※消費者ホットライン：「１８８（いやや！）」番
最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等を御案内する全国共通の３桁の電話番号です。

2021年度
第3回業務委員会
資料№6-1

2021/10/14

2021年度　第2回　業務委員会後アンケート　まとめ

（一社）日本コミュニティーガス協会

	カーボンニュートラルへの施策		
	～2030年	～2050年	コミュニテイーガス
安岡委員長	別紙①参照		
鈴木　副委員長	今のところ具体的な方針はございません。	今のところ具体的な方針はございません。	
岩城　委員	別紙②参照		
東海林　委員	現状の500kg及び450kg容器及びガス式VPにての供給設備を2.9tバルクタンク供給及び電気式VPへの変更によりCO2排出を削減する計画です	公表にいたる施策はありません。	弊社事業として太陽光発電所を運営しているがコミュニティーガスとの関連性は現在存在していません。
内田　委員			1. 家庭用においてはハイブリッド給湯器やエネファームなどの一層の普及特にエネファームについては2023年よりリプレース対応が本格化すると言われており新築から既築への販売を強化して行く。コミガスにおいてPanasonic製は不適とされているため、関東圏でのシェアが低く西日本中心のアイシン精機製簡ガス対応機器の普及を図る。また業務用、工業用分野でのコージェネ、ガス空調などの高効率機器の開発と普及促進を業界全体で進める。 2. 再生可能エルネギー（太陽光発電など）の普及促、自社メガソーラー拡大により再エネに貢献する。 3. 事業側としては、自事務所などの太陽光発電など再エネの利用、車両のEV化、コミガスとは離れるかも知れませんがLPWA事業の推進を図り配送の効率化などで削減を図る。 4. 業界としてはグリーンLPガス研究会で研究されているカーボンニュートラルLPガス（プロパネーション・バイオLPガス）の革新技術に期待すると共に重油を燃料とするLPGタンカーの燃転（LPG化?LNG化?）などLPG産業界サプライチェーンとしての推進が必要と感じる。 しかしながら、2050年CNは非常に困難であると考えますので委員会時に安岡委員長が仰っていたとおりLPガスの販売をしないということもあり得るのかと考えます。最終的にはクレジットなどでCo2排出量を相殺する手段となるのではないかと考える次第です。
堀川　委員	当社として具体的な取り組みは未策定です。社内では未決定ですが、対応としては、EV車の導入、CN電気の導入等による温暖化ガス排出ゼロを目指す方向ではないかと考えます。	当社として具体的な取り組みは未策定です。	コミュニティガスとししてというより、ガス体エネルギー、LPGとしてCNにどのような事が出来るかという視点で考え、その中でコミュニティガスとしての立ち位置を整理した方が良いのでは。ただ、コミュニティガスは小売りであり、原料のLPGのカーボンオフセットへの取組としては協会が関われる問題は少ないと思われます。具体的に取組とすれば、省エネ機器の販売強化、配送、検針の合理かによる二酸化炭素排出量削減、事業用電力の消費電力のカーボンオフセットの取組になるのではないでしょうか。
森下　委員	別紙③参照		
池田　委員	別紙④参照		
兼　委員			
森田　委員	⇒CO2削減の取り組み：燃転、エコジョーズ、エネファーム、太陽光発電、省エネリフォームの提案・拡販、 ⇒事業活動での取り組み：事業所への太陽光発電や再エネ電源の電気利用、社用車への電気自動車導入、集中監視100%設置による検針訪問廃止（CO2排出削減）	⇒上記①に加え、プロパネーションガスの供給、 ⇒市民電力、マイクログリッドの展開、	⇒スマートシティーの展開として集中監視全戸設置によるレジリエンス強化を図る。 ⇒エネルギー全体を考えると、電化・都市ガス化が有力と思いますが、コミュニティーガス事業の収益基盤確保の観点から、他の方向性を目指したいと考えます。
吉田　委員	・エネファーム、ハイブリッド給湯器の販売促進（＋PV） ・配送連携の推進（錯綜配送解消）による、配送効率の向上と環境負荷の低減。 ・集合物件ZEH化への対応 ・CNLPGの販売促進　※現状は具体策なし	・同上	・LPガスCN化の道筋が見えないことが、営業活動のネックになると感じる。 ・コミュニティガス団地での「スマートタウン」事例などあれば情報提供願います。

	カーボンニュートラルへの施策		
	～2030年	～2050年	コミュニテイーガス
杉山　委員	・お客さま先でのCO2排出量削減→高効率ガス機器、太陽光・蓄電池等の提案による貢献 ・既存事業活動でのCO2排出量削減→各戸へのLPWA端末の設置による検針・配送業務の効率化・合理化等による貢献	特に方針として明確に打ち出しているものはありません。	・各々相反する話ではありますが、以下のような視点での検討が必要かと思っています。 ⇒業界内関係先（日L協、全L協等）と連携しての業界共通方針の発信 ⇒コミュニティーガス協会独自の取り組み方針の検討・発信
倉津　委員	未定	未定	コミュニティーガスの形態を維持しながらCNを実現するためにプロパネーションの技術開発を強く希望します
木村　委員	・エネファーム、エコワン等の省CO2機器の普及促進 ・灯油ボイラー下取りによる燃料転換	基本的には元売りによるCN50対策	・コミュニティーガス協会も日本ガス協会の様に明確に2050ビジョンを示す必要を感じる。 ・新規コミュニティーや新規集合住宅の耐用年数は40年以上あり、先の見えないガスは採用されなくなるのでは？（オール電化）
高橋　委員			
中島　委員	・LPWA設置による業務効率化（検針業務から自動検針はがきやマイページへ、配送の合理化） ・通勤の公共交通機関推奨（駐車場有料化） ・リモートワークの推進	・LPに代わるエネルギー販売の模索 ・多角化戦略	
平敷　委員	施策としてカーボンニュートラルに向けて、まずは低炭素化を推進していきます。 ・燃転によってCO2削減に取り組みます。 ・大規模施設にコージェネレーションシステムを提案し効率化を図ります。 ・高効率のガス機器（エコジョーズなど）への取替を実施します。 ・配送の改革（AI技術・LPWAによる予測から実配送の合理化）	低炭素化を実現しつつ革新的な技術（グリーンLPG）及び再生エネルギーを利用しカーボンニュートラルを達成できる施策を打ち出す。	A. カーボンニュートラルについて業界としては合成LPやバイオLPガスなど技術的なものがまだ確立されたわけではないので多角的な視点で（メタネーション技術、水素、再エネ（電気）、CCU、CCUSなどの利用）取り組まなければいけないと思いますし、LPガスだけがはじかれない様に技術の開発も必要だと思います。 それまでは、CO2削減など出来ることから取り組むことも大切だと思います。

プロパンガスでなくとも、可搬型分散エネルギーは必要。
（ex.水素）

エネファームにはメタノール・DMEは不適、少なくとも機器対応は必要。
水素はOK⇒機器コストは低下。

省エネ機器の積極販売と
付加価値設備（床暖・衣類乾燥機）の設置推進により、
CN対応を行いながらガス需要促進を図れるのでは？

街区をエネルギーコミュニティー化すれば、
再生可能エネルギーの有効活用によるCO2削減と
配送の効率化によるCO2削減を両立できるのでは？

LPガス利用地域において、コミュガスベースのCNタウンモデルを提案できないだろうか？

可搬エネルギーであるプロパンガスは、災害時に圧倒的な
強さを発揮できる。
被災した電気・都市ガスが復旧するまでのあいだ
被災者をサポートするためには、平常時に一定の需要は必要。

コミュ協のCN対応方針（暫定版）

2030年以降にCN(カーボンニュートラル)が普及段階に入る前の移行期間では、脱炭素へのプロセスの途上としての低炭素化、そのための省エネ化が重要となる。

従って、そのための取り組みとして、省エネ機器の普及としてエコジョーズ、ZEH、ハイブリッド給湯器、エネファーム、太陽光発電などガスを利用する住宅のCO2削減のため新築・既築物件に複合提案を行っていく等があげられる。

また、LPガスの配送効率化、スマート保安等をAIやDXを活用しながら事業者側のCO2の排出量の見える化によってCO2削減を行っていくことが今後の取り組むべき課題と言えよう。

更に、現在、約400の自治体がCN宣言している。防災協定と同様にコミュニティーガス業界もこうした地方自治体と協定等を結ぶ等して、消費者団体・事業者・行政が一体となって脱炭素化を考え行動する運動を展開していくことも必要ではないかと考えている。

いずれにしても、単一エネルギーに頼るのはリスクが大きく、ガスにはガスの長所が有り、今後は、ガスと電気をバランス良く組み合わせることによりレジリエンスへの対応とCNへの対応という両方を実現してゆくことがSDGsにもかなうと考える。

2021年度
第3回業務委員会
資料№6-2

2021/7/15

（一社）　日本コミュニティーガス協会　業務委員会殿

CN 関係質問への回答（安岡委員長）

1. ＣＮ関係

① ～2030 年において

・ ピークオイル説も今や昔、資源が枯渇する心配が遠ざかったとはいえ、倫理的にも科学的にもまずは節約や省エネが基本中の基本であることから、エネルギー関連事業者として量的（儲け）至上主義ととられかねない言動と活動に注意する←減って嬉し泣きをしろとまでは言えないが

・ ライフサイクルを通じての LPG のクリーン性と調達の安定性（かつてはサウジ偏在と敬遠された）を強調しつつ、他の燃料からの転換を促すことは近未来的には正道であり、都市ガス同様の有力な橋渡し（ブリッジング）エネルギーである←今の CO2 濃度は過去の活動の積分値に関係することから、これまでの LPG は地球環境に十分役に立ってきたと胸を張っていえる

・ 何をするにもワンボイスに聞こえる都市ガスを見習うべきかもしれないが、社会への影響力という点で CN にしてもなかなか一つの結論に帰着できず、LPG 業界が纏まっている印象は薄い

② ～2050 年のＣＮ達成に向けて

・ まだ多くの欠点はあれ、再生可能エネルギーから享受できる利益の多くが電力絡みであること、また全国に電力インフラが整っている（配給能力ばかりでなく自由化という点でも）ことを鑑みれば、個々における「事業の電化」が CN を克服する近道であることに異論はない

・ これに対し期待される CN に関し、グリーン（バイオ）や DME 経由～ネーションを含めても、現時点で LPG というだけで突破できる道筋はそれほど多くない

・ CN への対応のしやすさから、早々に LPG（のみならず気体・液体系燃料）に見切りをつけ、何らかの形で電力のおこぼれにありつく傾向が大手を中心に見受けられ、それが実行できる知力・体（財）力があること自体はうらやましい限りでもあり、また企業の存続を考えれば現実致し方ないもしくは積極的に学ぶべきともいえる→一部では導管接続しソースの LNG 化もありうる

・ ただし仮にその流れの中にあったとしても、当協会・業務委員会の立場からは関係各方面と連携もしくは働きかけ、LPG そのものでどこまでいけるかを早々に判断するとともに、規約の下直接経済活動には関与できないが、主に LPG 事業を営む多くの（エネルギー大手から外れる）会員が迷路に入り込まぬよう、彼らの進退が極まることの無いよう導く役割を果たすべき

・ 一方で 2050 年までの長丁場、科学でも政治でも何が起こるかわからない、不確実性の中にあることも忘れずに

③ 上記①②につき、コミュニティーガスに関し、業務委員としてのご意見をお聞かせください。

・ インフラとしてエネルギーを供給する事業者は、その規模から電力（一次換算）→都市ガス→LPG となるが、簡ガスはその LPG の中でも十分の一ほどの規模でしかなく、生業とする事業者自体の知名度も低く、事業法上の取り扱いも揺れ動く特殊な環境であり、結果認知度が限られる

ことから、特に CN において期待する声も出にくい

- 同様に簡ガスは対面するお客様の戸数も全国の数％しかないが、多くの母体の LPG と協力しつつ、また親戚の都市ガスと歩調を合わせながら、お客様の声をしっかりと反映させてゆくべきである、というよりこれでやっと意見を反映できる
- 当コミュニティーガス協会はこれら現状を受け、小さいながら声を拾い、心を一つにしてこそ、やっと社会に影響を与えるだけの役目を果たせると心得、一部の大手企業というより、それ以外の多くの中小事業者に適切かつ具体的な道標を示すべく努力をするだけではなく、良き代弁者となるべきである（特に環境問題は小さいところからスタートする傾向がある）
- 例えばグリーン系 LPG の開発促進を有力な上部組織に依頼・依存するケースでは、価格や条件を明示しつつ時間軸と量をコミットできるまでに、自らが先立ってお客様のニーズを含め業界の意見集約をしておかねばならない←下記の認知度向上施策で求める、お客様との距離や密着度すなわちコミュニケーションがカギとなる

2. **認知度向上施策について　会議中の議論を踏まえ、皆さまのご意見をご自由にお聞かせください**

- 見た目（も法律上も）は都市ガスと同じ、特段の注意を払わずに今便利にお使いのお客様が、ガスの素性（科学的・社会的）を知る良い機会、ただし一方通行ではいけない
- 安全（にお使いいただく）と安定（調達や供給面）があってこそのお客様自身が抱く安心となり、事業者との関係において信頼に発展する→よく使う「安心・安全・信頼」は同格ではない
- 利便性と経済性において、送る（売る）側と使う（買う）側の両者の承認・納得・満足があってこそ、契約が成立しビジネスが継続する
- 情報を出しすぎると不安をあおることもあるが正直が一番、周知すればするほど「高すぎる」や「自由度がない」、「古臭い」や「危ない」といった負の意見も多数いただくことも想定・覚悟しつつ、ならば「どうするか、どう説明するか」を考える我々事業者にとっても良い機会、（双方向を旨とする）コミュニケーションを始めるきっかけとして
- 小規模で LPG 仕様の簡ガスは割高で不便な点も多いが、機動力の高い LPG を使いコンパクトな点で災害時のレジリエンス（復旧力）は非常に高いことは証明済みでもあり強調すべき→災害時電力はそのままではほぼ保存できない、大規模ネットワークの都市ガスは地域ごとには保存しにくい、LPG 系は地域（ボンベは各戸）に確保しやすい、タイプが違うと補完能力を高めあうため、相性（ポートフォリオの質）は格段に良くなる
- 受ける側の意識の高低はあるが社会一般向けの CN については、LPG のそもそものクリーン性も将来の対策も、都市ガスに劣後しているわけではない（LPG が突出してリードしている点はなくとも現時点および近未来において悲観する必要はない）ことを再度しっかり説明する

3. **2022 年度業務委員会地方開催について、開催地につきご意見をお聞かせください。**

　　①　広島開催が良い

4. **その他、本日の委員会の内容、資料、取り勧め等、ご意見ご質問がございましたら記入願います。**

相談と手続きは必要ですが、今後ワクチンを打った人から実開催も検討してみましょう（以上安岡）

2021年度
第3回業務委員会
資料№6-3

2021 年 7 月 27 日
北海道支部業務委員会

カーボンニュートラルへの道に関するアンケート

本年度第 2 回業務委員会の資料 No. 6-1「コミュニティーガスＣＮ（カーボンニュートラル）への道」について、本部業務部から依頼がありました質問を、当支部業務委員在籍の各事業者にアンケート形式にて確認しましたところ、次のような回答が寄せられましたのでご報告いたします。

【業務委員会事業者】　　10 事業者

【質問項目と回答】

Ⅰ．ＣＮ関係

１）～2030 年において
コミュニティーガスとして貢献可能な施策について、御社の方針をご教示願います。

■現時点ではカーボンニュートラル政策についての具体的な施策は決まっておりませんが、まずは「省エネ」を含めた積雪寒冷地に適したコンパクトで効率的なエネルギー社会の形成のために以下の施策を実施してまいります。

①天然ガスコージェネレーションの普及拡大 事業所・ご家庭等で発電を行い、その排熱を暖房や給湯に有効利用することでエネルギーの利用効率を高めます。

②地産地消の再生可能エネルギーを有効活用 太陽光や木質バイオマス等の環境に優しい電源を活用し環境負荷低減に寄与します。

③天然ガスコージェネレーションによる高効率ガス発電設備の整備 発電時の排熱を都市ガス製造過程で有効利用することで、エネルギー効率を高めるだけでなくガス製造コストの低減も図ります。

④当社独自のエネルギーマネジメント 家・ビル・地域で消費するエネルギーを見える化するほか、暖房エネルギーの消費を抑える独自のエネルギーマネジメントにより、快適なくらしをしながら省エネを実現する仕組みを作り上げます。

⑤ビッグデータ、ICT の活用 天然ガスコージェネレーション、再生可能エネルギー等の供給するエネルギーと家･ビル･地域単位で消費するエネルギーをトータルで管理･制御し、社会全体でエネルギーの効率化を目指します。

■2050 年の CN 化に向けグループ方針を策定するに当たり、CO 排出量を算出中。
2030 年までの長期ビジョンも策定予定

■現在のところ具体的な施策は行っていません。これまでと同様に、省エネ機器の普及促進活動を通して、CN への貢献を行うとともに、社内での教育を行いながら全社的な取り組みへ発展させる方針です。

■まだ具体的な施策の方針はありません。しかしながら CN 政策により、LP ガス業界の将来に多大な影響を及ぼす可能性があることから、様々な業界より、CN に向けた業界の取り組みが発表されております。その中でも、当社として目をつけているのがグリーン LP ガスの開発（石油から生成しない LP ガス生産）プロパネーションやバイオ LP ガスです。その後方支援といった形で、法律整備に関わることや、その取り扱う資格の準備等も必要ではないかと思います。現状を改善する策としては高効率ガス機器の普及を進め、CO2 排出量を抑える取り組みからなのでしょうか。

■2050年のCNを実現する前段階としてエネルギー消費を抑えるための方策、例えば需要家に対して省エネ機器への交換を勧める等、直ちに取り組み可能な項目に対する認知度向上を推進し、ガスの大量消費を抑制することで排出される温暖化ガスの低減を実現するという目的についても、強くアピール願いたいと考えております。

■2030 年までの取組として、CO2 排出量の少ない LNG 化やハイブリット、コージェネレションなど高効率機器を推進することで低炭素化に寄与することができるかと思いますが、当社のｺﾐｭｶﾞｽは全て集合住宅（公営住宅）でガス消費機器は統一されており、提案しても変更が難しい施設になっています。現段階で当社として検討はしておりません。

■具体的な施策は現在ありませんが、2030 年までに省エネ機器の普及促進によって社会貢献する方向です

■当面、2030 年のエネルギーミックスについて、分散型エネルギー（コレモ・エネファーム等）の普及拡大により省エネ・省 CO2 を推進していく計画です。

■LPWA 設置による検針時車輌燃料・紙利用の削減および容器配送効率化による車輌燃料削減、ならびに働き方改革による業務経費削減（光熱費等）高効率機器の拡大（エコジョーズ等）

■高効率機器の普及（エコジョーズ、エコフィール等の設置促進）

2）～2050 年の CN 達成に向けて、
コミュニティーガスとして貢献可能な施策について、御社の方針をご教示願います。

■施策検討はこれからとなります。

■2050 年の CN 化に向け、グループ方針を策定するに当たり、CO 排出量を算出中。
2050 年までの長期ビジョンも策定予定

■現在のところ具体的な施策は行っていません。これまでと同様に、省エネ機器の普及促進活動を通して、CN への貢献を行うとともに、社内での教育を行いながら全社的な取り組みへ発展させる方針です。

■そもそもの LP ガスエネルギー自体が CN 達成に向けマイナスと捉えてしまいます。今後 LP ガスは無くなっていかなければならないのか？もしくは上記のようなエネルギーに代わっていかなければならないのか？難しい問題です。
現在のエネルギーを完全に無くすのではなく、低炭素化の推進や CO2 排出量を相殺する方法での達成に向けた方向性も必要なのではと思います。

■2050年のCNを達成するには、省エネルギー化の推進だけでは不可能であり、現在研究されているメタネーション等の新しい技術の中で最適な方法を見出し、実際に普及させていくことが不可欠と考えますが、地方の小規模ガス事業会社では対応出来ないため、産官学及び日本コミュニティーガス協会・JGAが主体となって実現へ向けて取組み願いたいと考えております。

■1)と同様ですが、コミュニティーガスのエネルギーとして今後、天然ガス、石油系ガス、水素ガス、どのガスを推進するにしても元売りや大企業がけん引していくものと考えています。

■具体的な施策は現在ありませんが、1)の機器を普及からメタネーションあるいは水素といったエネルギーへ転換ができるよう準備しておく方向です。
また、行政の脱炭素社会協議会に参加し地域のエネルギー政策動向を見据えながら判断していきたいと考えています。

■今のところ 2050 年までの計画は描けておりませんが、2030 年の時点で活動を見直すことになると思います

■LPWA 設置による検針時車輌燃料・紙利用の削減および容器配送効率化による車輌燃料削減、ならびに働き方改革による業務経費削減（光熱費等）高効率機器の拡大（エコジョーズ等）

■社内で公表しているのは、現時点で高効率機器の普及（エコジョーズ、エコフィール等の設置促進）

3）上記１）、２）につき、コミュニティーガスに関し、皆さまのご意見をお聞かせください。

■具体的な施策を作るにはまだ時間がかかる可能性があります。コミュニティーガス協会内で情報共有をさせていただきながら、検討を進めていきたいと考えております。

■会社方針がまだ無く、上記にて私見を述べておりますが、例えば自動車産業では、ライフサイクル全体で CN を考え、時代に合わせて多様な電動車を最適なバランスで普及させていく方向性があり、再生可能エネルギーを活用していくとしています。ガス業界（都市ガス・LP ガスともに）として明確なビジョンと、「正しく理解し、正しい方向性に向かう」が必要不可欠ではないでしょうか？
都市ガス・LP ガスは化石燃料で、燃やすと二酸化炭素を発生。地球温暖化や大気汚染によ

る深刻な環境問題を引き起こす要因になっているのは間違いないとおもいます。
今まで、他エネルギーの〇〇〇と比べると排出量も少なくクーリンなエネルギーとは言ってますが、本当にこの知識で大丈夫なのでしょうか？2050 年の達成するためには、業界全体でかなりの変革が必要なのではと思います。

■地球温暖化に伴う影響が気象面で具現化し、台風・大雨による洪水や土砂崩れによる被害が毎年繰り返し発生している状況から、化石燃料販売を主業とするガス業界全体に対して、今後厳しい視線や批判が増えていくのは避けられない状況と判断されます。取り巻く環境が厳しくなる中で、業界としてどの様な取り組みを実施しているのかを正しくかつ積極的に情報発信していくことが肝要であると考えることから、日本コミュニティーガス協会・JGA 並びに大手ガス事業者が主体となって、業界としてのＣＮ政策への取り組み状況等を色々なチャンネル（SNS・YouTube 等を含め）を通じて定期的に発信願いたいと考えております。

■LPG・LNG を使用している民生用では、家庭用燃焼器が排出する排ガスから CO2 が除去される装置、エネファームの改質時の C02 削減など商品開発をコミュニティーガス協会として消費機器メーカーに働きかけていただき、現状のエネルギーで使い続けられるように出来ないでしょうか。不可能であれば電化へ進むことが懸念されます。
また、民生用の水素利用について、既存のインフラが利用できるのか、安全面、法制面、技術面での整備、コスト面安価なこと、また、水素ガスコンロ、給湯器などの水素機器の早期開発も必要だと思います。
まず、産業用施設や工場に関して、石油系のエネルギー消費時に発生する CO2 或いは、改質やガス化等で発生する CO2 を回収し地層へ貯蔵するなど CCS 設備、また回収し利用する CCUS 技術の確立により大量の脱炭素化へ早期の推進。

■表題のとおり、協会としてもマイルストーン・ビジョン・アクションプランを掲げてほしいと思いますので、引き続き宜しくお願いします。

■人口減、世帯数減、単位消費量減が懸念されるこの時代に、効率的業務および増量を行いながらも高効率機器による適正消費に向けた動きが必要と感じます。

■LPG で供給をしているので、機器の省エネルギー化を促進していくことが、まずは第一かと考えます。

Ⅱ．その他認知度向上施策等について、皆さまのご意見をご自由にお聞かせください。

■社内ではこのカーボンニュートラルを話題にしてみましたが、ほぼ全員が明確に答えられない状況でした。もちろんその先にある施策については言うまでもありません。
やはり、正確な情報を、正しく理解しガス業界での方向性をしっかりしていくのが認知度向上につながるのではないでしょうか。

■今後、地球温暖化の影響を長く受けることとなる若年世代は、新聞購読率が低くまたテレビの視聴割合も低い世代であり、従来の媒体だけでは認知度向上は難しいものと考えます。このため、上記にも記述しましたとおり色々な媒体・SNS等を活用すると共に、情報発信の内容についても視聴され易くするための工夫を図りながら、認知度向上に向けた施策をお願いしたいと考えます。

■CCU、メタネーション、水素利用技術などの技術開発を PR し 2050 年 CN 化へ官・民を挙げて推進している CM などを展開。

■カーボンニュートラル施策について、方針が確定できたら SNS・TVCM・チラシで方針発表する。

■（その他）今回のアンケートに何かしらお答えしなければならないと思い、元売りや消費機器メーカーなどの HP を検索し、ガス業界、燃焼器メーカー、車両メーカー（トヨタの水素エンジンの CM も印象が強く）などがおのおの低炭素・脱炭素への開発を進めている事実を改めて知ることができました。
近い将来水素エネルギーを主体とした社会が現実になりうることを感じた次第です。

以上の通り、全事業者が大きな問題意識を持ち、高効率機器の去らなく普及など 2030 年に向けた課題化はなされておりますが、2050 年までの絵については大半の事業者が描けていない状況にあることがわかりました。

また、貴協会へのリーダーシップに期待する意見も多く寄せられておりますので、これからの活動支援等よろしくお願い申し上げます。

以上

2021年度
第3回業務委員会
資料№6-4

事業・ESG説明会



2021年5月17日　日本瓦斯株式会社

ｻﾏﾘｰ/ ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙに向けたﾆﾁｶﾞｽの取組み方針

- ﾆﾁｶﾞｽは、3つのEを同時に実現
 ①Environment (環境/CO_2削減) ②Economy (利益・株主還元) ③Energy Security (ﾗｽﾄﾜﾝﾏｲﾙにおける安定供給)

- ﾗｽﾄﾜﾝﾏｲﾙのｴﾈﾙｷﾞｰ安定供給を担う会社という認識のもと、お客様先でのCO_2削減に加え、ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝ最適化によるCO_2削減に注力する。

- 最適化したｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝは、自社利用に加え業界全体でｼｪｱﾘﾝｸﾞする。ｼｪｱﾘﾝｸﾞの代表格がLPG託送。LPGｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝのｺｽﾄを半分以下、CO_2排出を半減。

- ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝをPaaS※とすることでCO_2削減など社会課題に解決しながら、ｻｰﾋﾞｽFeeを得て企業価値を向上させていく。※Platform as a Service

- 地域における3つのE同時実現のﾓﾃﾞﾙとして、ﾆﾁｶﾞｽ版ｽﾏｰﾄｼﾃｨｰを展開。

- 2050年のﾈｯﾄｾﾞﾛに向けて、他社とのﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟを通じ、迅速な意思決定で新技術の導入を図る。

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

本日お話しさせて頂く内容

1. ニチガス・3つのEの実現（資料P3～6）

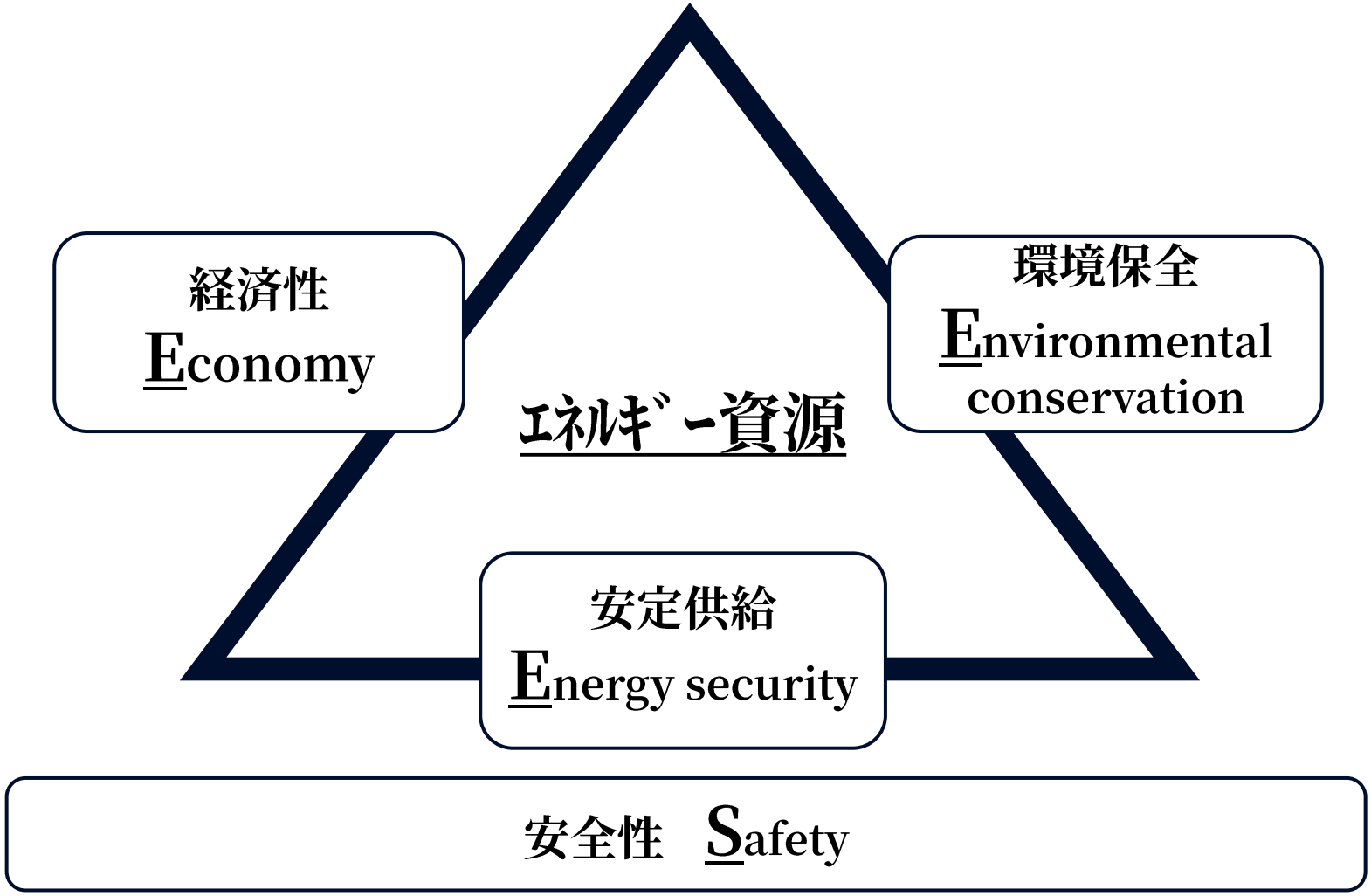
2. 2030年に向けた脱炭素への取組み（資料P8～15）

3. 2050年に向けた脱炭素への取組み（資料P17～24）

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

1-1. ｴﾈﾙｷﾞｰ資源の特質～3つのEの調和が求められる財

どのｴﾈﾙｷﾞｰ源にも長所・短所があり、安全性 (Safety)の確保を大前提に3Eのﾊﾞﾗﾝｽを図り、最適なｴﾈﾙｷﾞｰﾐｯｸｽを追求していくことが重要。



© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

1-2. ｴﾈﾙｷﾞｰ政策基本法

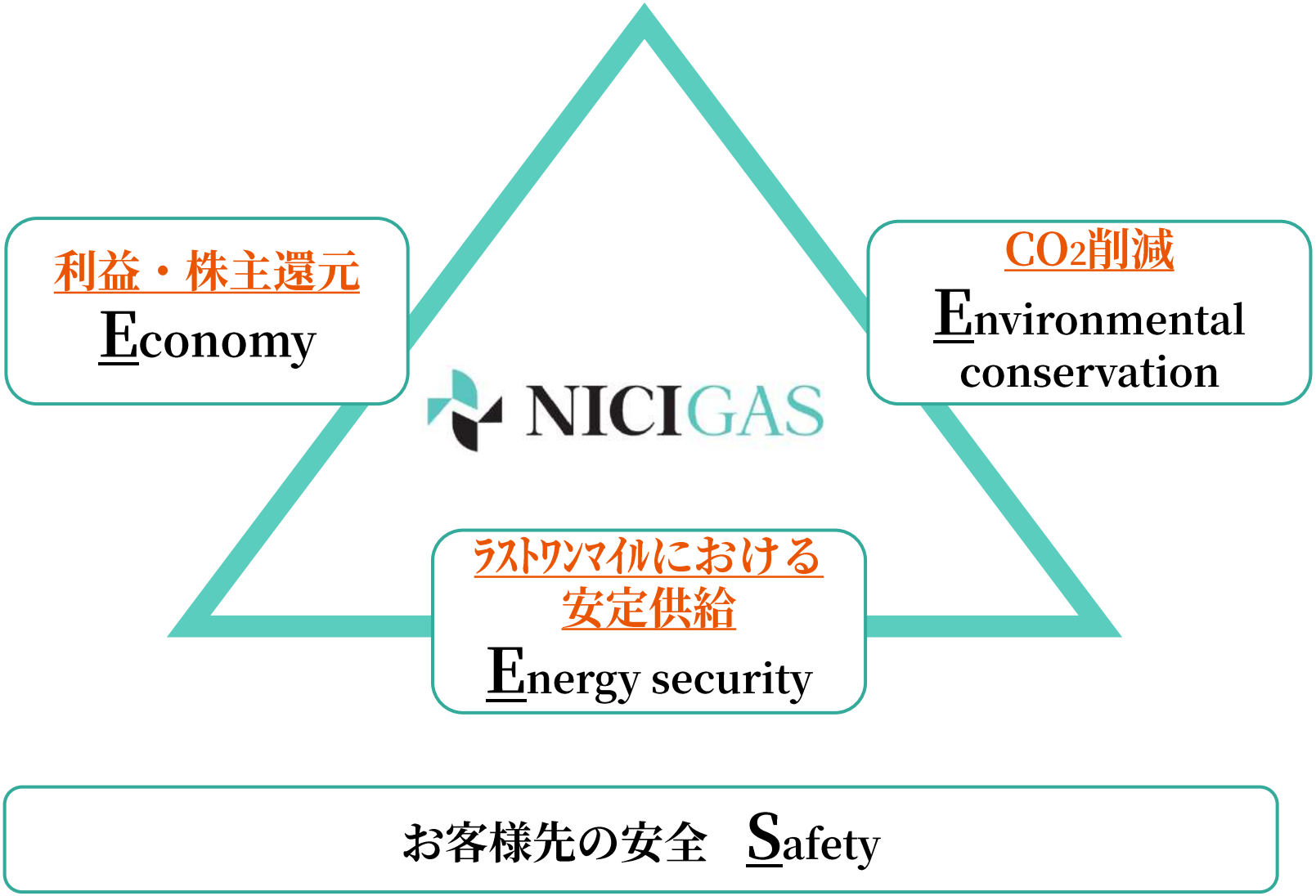
ｴﾈﾙｷﾞｰ政策の大綱を示した「ｴﾈﾙｷﾞｰ政策基本法」(2002年制定)では、基本方針において、3Eの視点を踏まえ、施策を講じることを規定。

＜ｴﾈﾙｷﾞｰ政策の基本方針　法2条～4条＞

安定供給の確保	供給源の多様化、自給率の向上、ｴﾈﾙｷﾞｰ分野における安全保障
環境への適合	地球温暖化の防止、地球環境の保全、循環型社会の形成
市場原理の活用	上記2点の政策目標を十分考慮しつつ、規制緩和等の施策を推進

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

1-3. ニチガス版・3つのEの調和



© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

1-4. ニチガスのSDGsに向けた挑戦





CO_2削減 (LPG託送・省ｴﾈ機器・電源の脱炭素化)



地域の皆さまとの共生(安定供給・防災)



ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ事業の展開・技術革新に向けて
(LPG託送・ﾀﾉﾐﾏｽﾀｰ・ﾆﾁｶﾞｽｻｰﾁetc.)



2050年に向けて
～ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙ達成のための技術革新の基盤

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

1. ニチガス・3つのEの実現（資料P3～6）

2. 2030年に向けた脱炭素への取組み（資料P8～15）

3. 2050年に向けた脱炭素への取組み（資料P17～24）

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

2-1. ニチガスの充填・配送/コストとCO2排出量半減の仕組み①

LPG託送で、先端テクノロジーを繋げて最適化したニチガスのオペレーションを他社に提供。
業界全体のCO2排出量を半減する

＜一般的な物流(他社モデル)＞

輸入基地
日中営業

タンクローリー
昼間配送：渋滞
配送コスト　：高

内陸の充填工場
委託充填所

個配トラック

月1
有人検針
一本毎のボンベ交換

輸入基地と充填所が遠い	高コストな物流（昼間配送）	属人的な配送（配送頻度が高い）	紙のオペレーション（マニュアルな顧客管理）

＜当社の物流(ニチガスモデル)＞

輸入基地
日中営業

タンクローリー
ハブ充填基地

トレーラー
夜間配送：渋滞なし
配送コスト　：低

デポ
ボンベ積み替え

個配トラック

毎時自動検針
遠隔操作

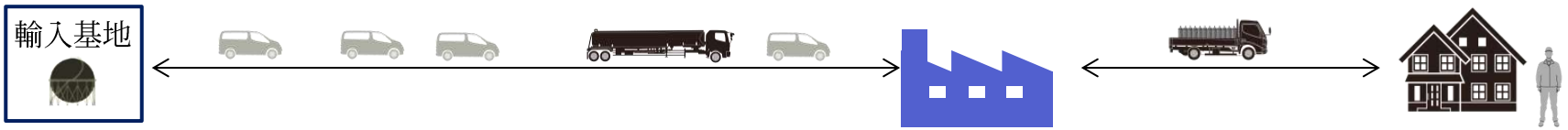
輸入基地と充填所が近い	低コストな物流（ハブ基地と無人デポ方式）	データに基づく配送（配送頻度が低い）	デジタル・オペレーション（クラウド顧客管理）

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

2-1. ニチガスの充填・配送/コストとCO2排出量半減の仕組み②

他社モデル　充填・配送コスト: 30円/kg　CO2排出量: 約12kg/お客様1件あたり

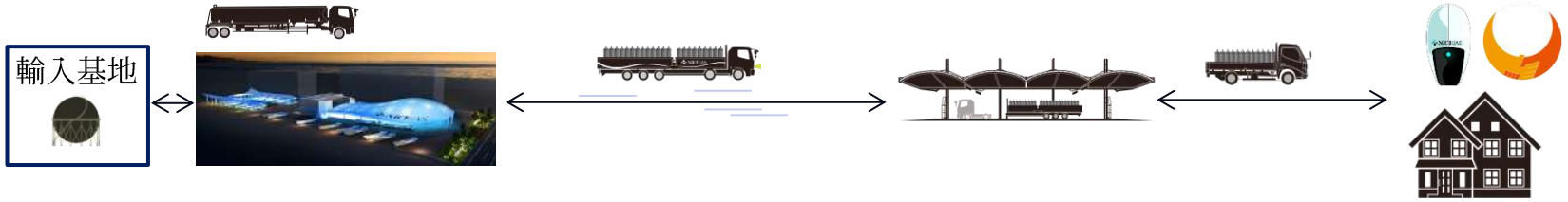
	タンクローリー	個配トラック	検針
CO2排出量	4.4kg/件	7.2kg/件	0.3kg/件



コスト・CO2排出量:約50%

ニチガスモデル　充填・配送コスト: 約半分　CO2排出量: 6.4kg/お客様1件あたり

	タンクローリー	トレーラー	個配トラック	検針
CO2排出量	1.2kg/件	2.1kg/件	3.1kg/件	0kg/件



＊他社モデルの充填・配送コストは、当社ヒアリングにもとづく平均コストであり会社毎に異なります。

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

2-2. LPG託送で業界全体のCO2排出量を半減

ﾆﾁｶﾞｽは、**高効率なｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝで、他社比でCO2排出量を半減**する。
このｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝを他社に提供、**LPG託送で業界全体のCO2排出量を半減**する。

＜1件あたり年間CO2排出量＞

※CO2削減、ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ収益、
新配送ｼｽﾃﾑにより3Eを同時達成

一般的な会社の
ﾎﾞﾝﾍﾞ配送

約12kg(想定)

約50%減

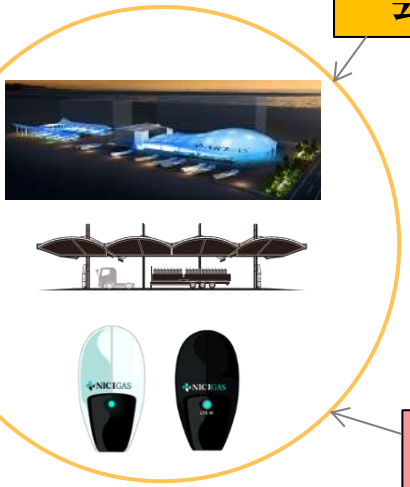
LPG託送を利用
することにより、

ﾆﾁｶﾞｽの
ﾎﾞﾝﾍﾞ配送

6.4kg

他のLP
会社

他のLP
会社



他のLP
会社

共同利用

LPG託送
利用前

LPG託送
利用後

CO2排出▲50%

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

2-3. ニチガスの充填拠点の効率化・強靭化



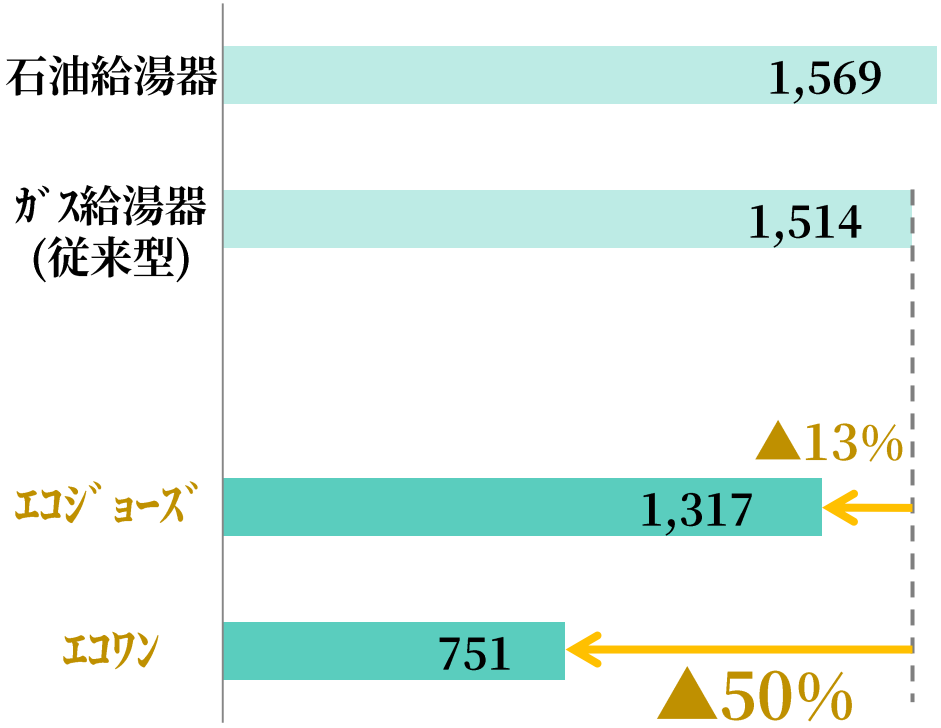
© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

2-4. お客様先でのCO2排出削減、高効率機器の導入促進

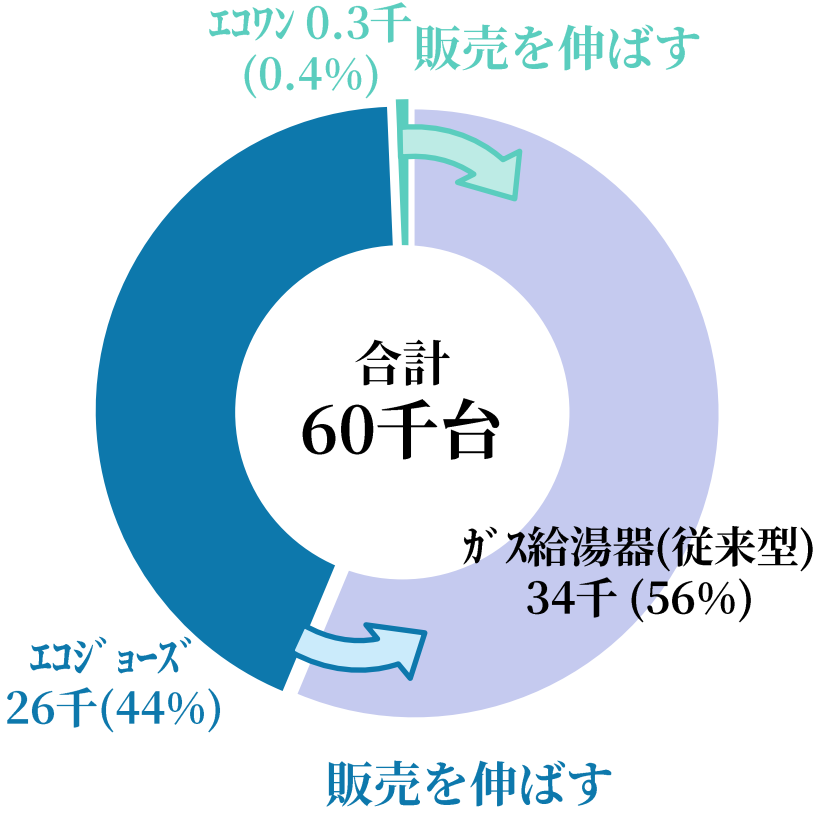
高機能給湯器であるｴｺｼﾞｮｰｽﾞ・ｴｺﾜﾝ等の販売を促進。

お客様先のｶﾞｽ消費効率を高め、CO2排出を削減させる。

給湯器の年間CO2排出量*(kg)



当社の給湯器販売台数(20/3期)



*2016年省ｴﾈﾙｷﾞｰ基準に準拠した「ｴﾈﾙｷﾞｰ消費性能計算ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ(住宅版)」により算出。年間給湯+おいだき負荷18.3GJ (出典：大手ｶﾞｽ機器ﾒｰｶｰ資料)

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

2-5. 営業車両に係るCO2排出量削減、車両の電動化

社用車すべてを電気自動車に移行、CO2排出量▲80%を見込む。

(*再ｴﾈ電源比率50%前提)

＜これまでの取組み＞

LPｶﾞｽ車両の導入

- ﾆﾁｶﾞｽ営業車のほぼ全てがLPｶﾞｽ自動車
 →年間、**約700t以上のCO2排出量を削減**
 (対ｶﾞｿﾘﾝ車)





車両→ﾊﾞｲｸへの変更

- 都内を中心に約100台の三輪ﾊﾞｲｸ導入
 →年間、**約10tのCO2排出量を削減**



屋根付き三輪ﾊﾞｲｸ

電動ﾊﾞｲｸの導入

- 2月中旬より6台導入、
 今期25台追加導入予定→最終126台
- **災害時、ﾊﾞｯﾃﾘｰを電源として利用可**
 →地域の皆様にご利用頂く



電動ﾊﾞｲｸ



電動ﾊﾞｲｸ用ﾊﾞｯﾃﾘｰ

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

2-6. お客様への電気自動車(EV)推奨と充電拠点整備

ﾆﾁｶﾞｽは社会の自動車EV化を推進し、お客様にもEVを勧奨

ﾊﾟｰﾄﾅｰ企業とﾀｲｱｯﾌﾟして充電拠点整備を推進

仮にｶﾞｽ・電気ｾｯﾄお客様232千件の半分がEVに置き換えると、

83万t/年のCO_2削減効果(ﾆﾁｶﾞｽCO_2排出量20/3期実績：243.4万t)

110億円/年の電気売上増 (粗利+9億円/年)

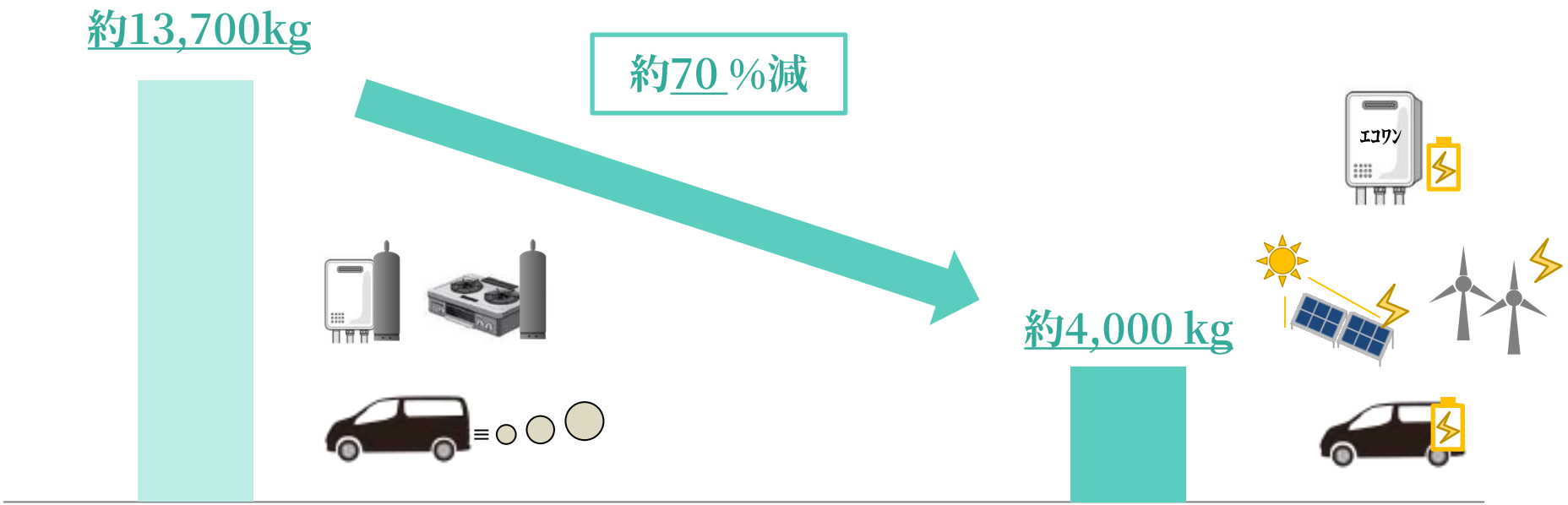
(*再ｴﾈ電源比率50%前提、非化石証書購入未反映)



© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

2-7. ニチガス提案によるお客様1件あたりのCO2排出量削減

＜お客様1件あたり年間CO2排出量＞



CO2削減、ガス・電気セット契約、
ガス・電気の安定供給により3Eを同時達成

＜前提＞
- ガス消費量: 15m³/月(LPガス)
- 電気消費量: 400kWh/月
- ガソリン自動車: 2,000km/月

＜前提＞
- ガス消費量: 7.5m³/月(エコワン設置)
- 電気消費量: 400kWh/月
- 電気自動車: 2,000km/月
- 再エネ電源比率：50%

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

1. ニチガス・3つのEの実現（資料P3～6）

2. 2030年に向けた脱炭素への取組み（資料P8～15）

3. 2050年に向けた脱炭素への取組み（資料P17～24）

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

3-1. 2050年を見据えた3つのEの実現～ニチガス版スマートシティー①

地域と一体となった、災害に強く、環境に優しい「ニチガス版スマートシティー」

Step 1 -1

災害対策拠点として営業所を整備、エネルギー供給を通じた
環境・地域貢献を訴求 **(→環境のE・安定供給のE)**

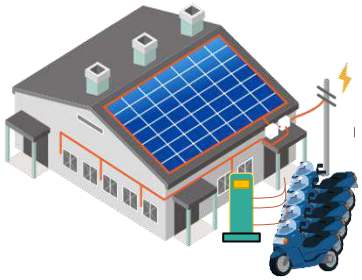
	施策
エネルギー供給拠点	太陽光発電設備設置 (自社・屋根貸)
	電動バイク導入

電動バイク+自社太陽光発電設備

事業所バイクを電動化しエネルギー利用の
効率化と環境負荷低減

災害対策用品の常備

非常用小型LP発電機、炊き出しセット、地域非常用水等の確保





© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

3-1. 2050年を見据えた3つのEの実現～ニチガス版スマートシティー②

地域と一体となった、災害に強くエネルギーや暮らしに優しい「スマートシティー」を展開

Step 1 -2　電気セット率の向上→利益の向上にも(利益・株主還元のE)

施策
セット契約のお客さまへの スマートリモコンの配布・割引販売
でガ割提案・EVセットメニュー

→ <u>マイニチガス経由で家電設備を遠隔制御</u>
できる環境の整備も視野に



© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

3-1. 2050年を見据えた3つのEの実現～ニチガス版スマートシティー③

スマートホームwithマイニチガス～電気・ガスセット化に向けて

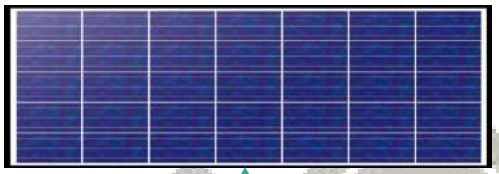
マイニチガス

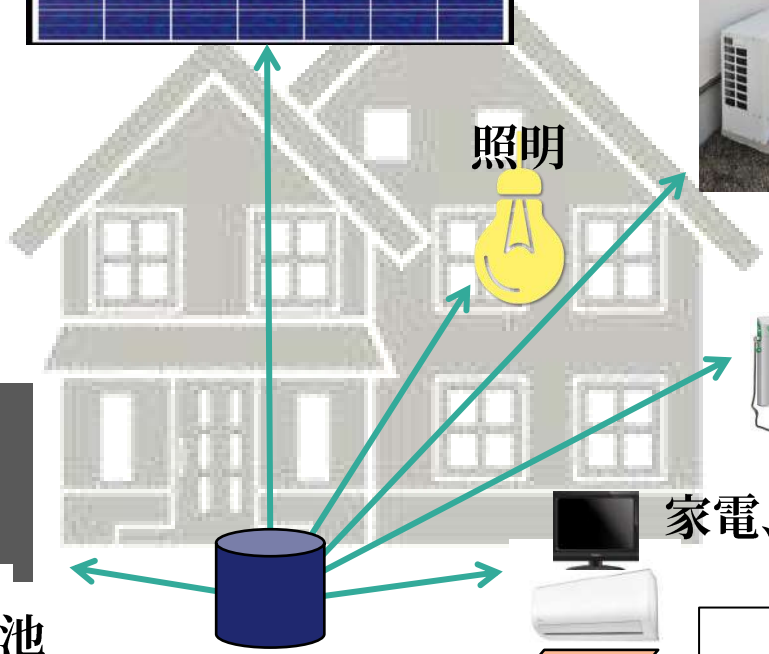


遠隔制御アプリ



太陽光発電





照明

蓄電池

スマートリモコン



LPGは安定供給の「最後の砦」

ハイブリッド給湯器

*余剰時は電気で貯湯、逼迫時はガスで貯湯

ＥＶ(蓄電池機能)



*余剰時は充電、逼迫時は放電

家電、床暖

＜基本コンセプト＞

マイニチガス＋スマートリモコン

様々な機器を遠隔制御

将来的には、AIにより快適な暮らしと最適なエネルギー利用を自動制御

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

3-1. 2050年を見据えた3つのEの実現～ﾆﾁｶﾞｽ版ｽﾏｰﾄｼﾃｨｰ④

ｽﾏｰﾄﾎｰﾑからｽﾏｰﾄｼﾃｨｰへ

Step2 配電ﾗｲｾﾝｽを取得しｴﾘｱの配電効率化・ｸﾞﾘｰﾝ化、ﾃﾞﾏﾝﾄﾞﾚｽﾎﾟﾝｽ実施

施策

Step1、2で構築したｲﾝﾌﾗを活用したﾃﾞﾏﾝﾄﾞﾚｽﾎﾟﾝｽ電源

配電網全体のｺﾝﾄﾛｰﾙ

Sigfox通信ｲﾝﾌﾗ、ﾏｲﾆﾁｶﾞｽを活用し、
需給の遠隔制御を実施

■需給逼迫時
- EVや蓄電池からの放電
- ｴｱｺﾝを始めとした出力制御

■需給緩和時
- 貯湯・蓄電の実施
- 外部需給が逼迫している場合はﾈｯﾄﾜｰｸ外部へ売電



© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

3. 2050年ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙに向けたﾆﾁｶﾞｽの強みと対応方針

1.DXの実装と深化

→更なるDXの活用によりCO2削減・ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙへ

2.東京電力社とのｱﾗｲｱﾝｽ

→電化比率の向上・EV普及へのｻﾎﾟｰﾄ・全電化もｵﾌﾟｼｮﾝに

3.地域に密着した配送網

→EVを活用した配送網を充実させ、LPG代替燃料も安定供給(電化・蓄電池等との組み合わせ)

4.他社とのﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟの広がり

→業界、過去のしがらみ、現在の競争状況に捉われない「共創」の考え、他社との共同研究も幅広く視野に

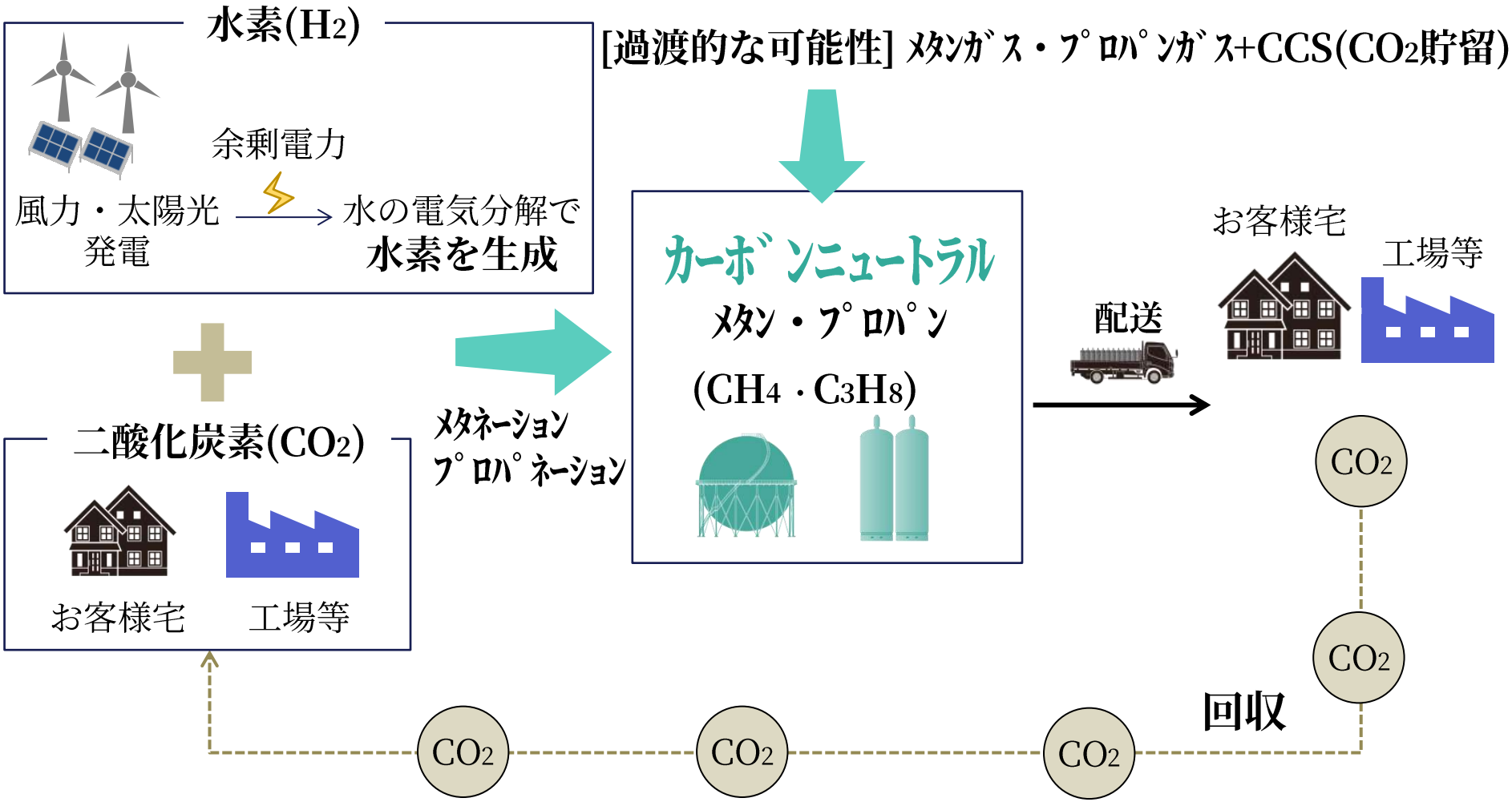
5.迅速な意思決定

→技術開発動向・実用性・ｺｽﾄを見極め有力なｵﾌﾟｼｮﾝを迅速に採用・投資

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

3. 2050年カーボンニュートラルに向けてオプション❶：カーボンフリー原料

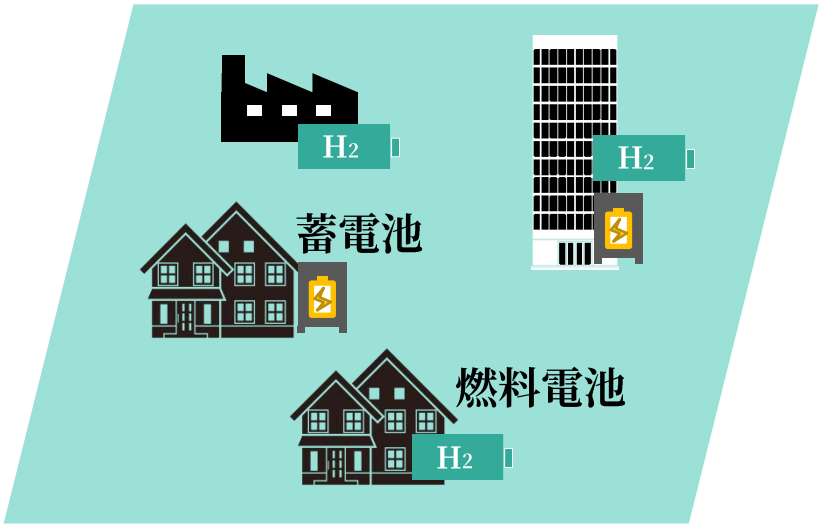
カーボンニュートラルのメタン・プロパンを、自社配送網により安定供給



© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

3. 2050年ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙに向けて　ｵﾌﾟｼｮﾝ❷：水素社会

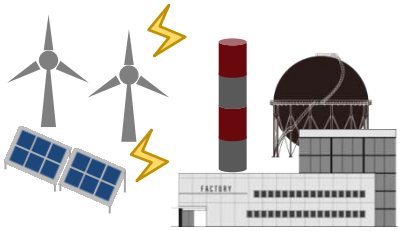
水素ｲﾝﾌﾗの整備を前提に、自社配送網により安定供給



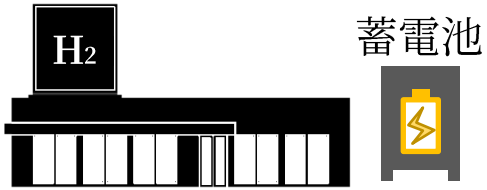
燃料電池ﾄﾗｯｸ



水素ﾌﾟﾗﾝﾄ
(水素生成)

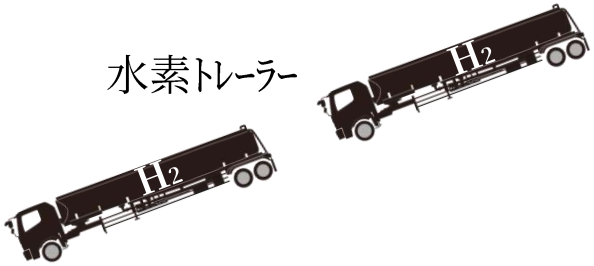


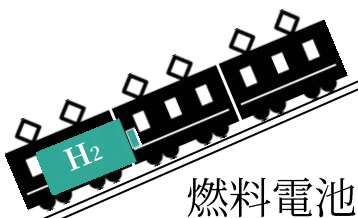
水素ｽﾃｰｼｮﾝ



燃料電池自動車

水素ﾄﾚｰﾗｰ



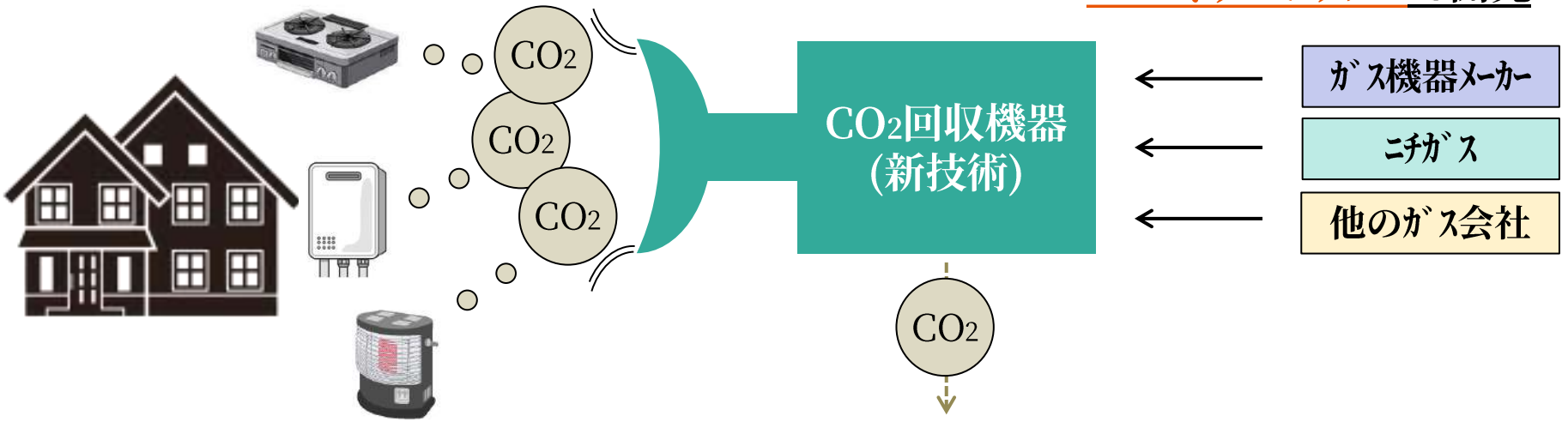


燃料電池電車

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.

3. 2050年カーボンニュートラルに向けて オプション❸：機器レベルでのCO2回収

ご家庭で機器から排出されるCO2を回収。
ガス機器メーカーやガス会社等とのパートナーシップで新たな技術の開発を目指す



回収したCO2を二次利用

- メタネーション・プロパネーション
- 農業(ビニールハウス等)での利用

© 2021 Nippon Gas Co., Ltd.